

# 府中市街路樹の管理方針



府中市  
令和7年3月



# 目次

第1章 府中市街路樹管理方針策定にあたって.....	1
第2章 街路樹の機能.....	2
第3章 現状の課題.....	4
第4章 街路樹の目指す姿.....	5
第5章 改善方針.....	6
第6章 管理方針・対策.....	17
1. 計画的な剪定・除草.....	18
2. 伐採の対象とする樹木.....	22
3. 伐採・間引きの対象とする樹木.....	22
4. 更新の対象とする樹木.....	22
5. 病虫害等への対策.....	23
第7章 市民・事業者との協働.....	24
参考資料.....	25

## 第1章 府中市街路樹管理方針策定にあたって

府中市では、道路の整備に合わせて緑豊かな都市を目指し、積極的な街路樹整備を進めてきました。府中市の街路樹は、天然記念物に指定されているケヤキ並木を始め約8千本あり、近隣自治体と比較しても、多くの街路樹を有しています。

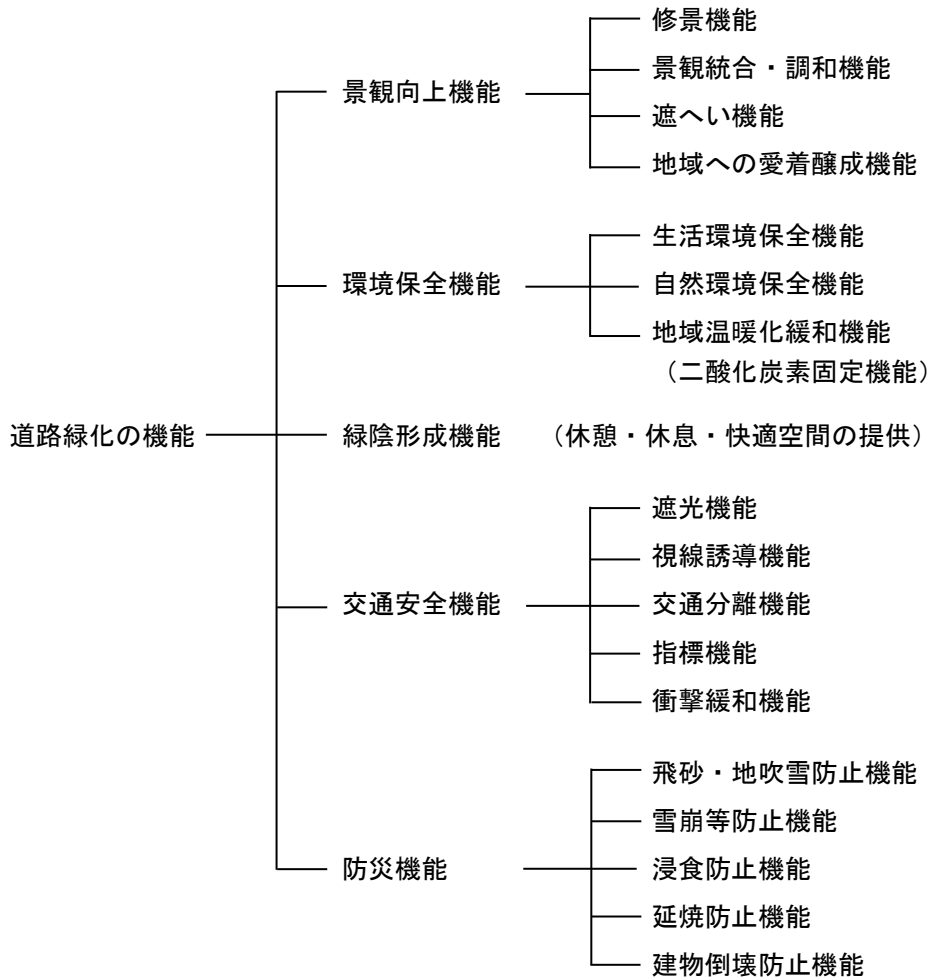
街路樹は、道路付属物として交通安全機能のほか都市環境の改善、景観形成、延焼防止等の役割を果たすと同時に、市民や通行人に対して「うるおい」や「やすらぎ」を与え、沿道環境の向上の一助を担ってきましたが、植栽から30年以上経過し近隣住民への落葉処理の負担や道路冠水・歩道の根上り・日照障害・信号機の視認低下・大径化した樹木による通行の支障などさまざまな課題が顕著化し市民生活に影響を及ぼしています。

また、高度経済成長期に整備された都市基盤は、今後、維持管理や更新への投資が急増することが見込まれるため、府中市インフラマネジメント計画による計画的な維持管理を進めていくことにより、道路の安全と良好な環境を維持していくこと、予防保全が求められています。

このため「府中市街路樹の管理方針」は、「安全性の確保」「良好な環境と景観の形成」「維持管理費増大の抑制」を考慮しながら街路樹の課題を整理すると同時に、あるべき姿を構築することにより今後の街路樹の管理方針・対策を改定するものです。

## 第2章 街路樹の機能

街路樹は、沿道環境を豊かにし快適な市民生活を提供します。また、都市の骨格となる緑を構成し、景観向上機能・環境保全機能・緑陰形成機能（休憩・休息・快適空間の提供）・交通安全機能・防災機能を有するとともに人々に「親しみ」、「潤い」や「やすらぎ」、などを与える重要な役割を担っています。これらの街路樹の機能が最大限に発揮されるように街路樹を維持管理していく必要があります。



H28.3 道路緑化技術基準・同解説  
(引用：公益財団法人 日本道路協会)

<p>①景観向上機能</p> <p>修景、景観統合・調和、遮蔽、地域への愛着醸成が複合的に作用することにより、道路沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図る</p> 	<p>②環境保全機能</p> <p>沿道住民の生活の場となる生活環境、道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境、地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境に求められる保全に寄与する</p> 
<p>③緑陰形成機能</p> <p>樹木の樹冠が上空を覆う、いわゆるキャノピー（天蓋）効果によって緑陰を形成し、寒暖や乾湿等の変化を緩和し、道路利用者に通時他にも休息や休憩等の快適な空間を提供する</p> 	<p>④交通安全機能</p> <p>遮光、視線誘導、交通分離、指標、衝撃緩和により安全で円滑な道路交通の確保に寄与する</p> 
<p>⑤防災機能</p> <p>異常気象時等において、道路周辺からの飛砂や吹雪等による交通障害を防ぐとともに、道路が風雨で浸食されることを防止する また、地震等の災害発生時に、直接的ではないが、火災延焼や建物倒壊を防止する</p> <p>災害時の延焼防止効果や、避難路としての防災機能を高める緑化</p> 	

## 第3章 現状の課題

府中市の街路樹は、約8千本あり、その中でも植栽後30年以上を経過するものが増えています。大きく成長した街路樹は、地域景観の向上、緑陰の形成など都市空間に潤いをもたらし、人々にやすらぎを与えている一方で、大径化や老齢化、生育環境の悪化により、倒木や落枝等の事故、住民への清掃等の負担や冠水の発生など多くの弊害をもたらしています。

経年的な成長による維持費の増大だけでなく老齢化した街路樹は、危険の増加や通行の支障となることから安全性を確保するため伐採や植替え等の作業が必要となります。しかし、長い間地域の景観として親しまれてきた街路樹などは、住民からの保全要望などにより植替えや伐採などの更新に時間を要することがあります。

### (1) 安全面の課題

- 1) 生育環境の悪化や老齢化による倒木事故の発生
- 2) 枝の越境（建築限界）、電線、信号機（視距）への影響
- 3) 落葉樹による道路の冠水
- 4) 樹木の大径化による幅員狭小と根上りによる通行支障
- 5) 低木の大径化に伴う歩行者・車両通行時の影響

### (2) 環境・景観面の課題

- 1) 樹木の過密化
- 2) 道路空間と沿道とのバランス悪化

### (3) 維持管理費の課題

- 1) 住民への清掃負担
- 2) 剪定費の増大

## 第4章 街路樹の目指す姿

道路空間における街路樹は、道路法において「並木」が道路の付属物として規定されており、高度経済成長期には環境問題を背景に道路空間における緑量の拡大を最優先で道路緑化に取り組んできた結果、主要な道路に植栽地が設けられ、並木が整備されてきました。

このような取り組みにより、道路空間は都市や人々の歴史を物語る風格ある並木、快適な緑陰、沿道空間の質の向上等の機能を発揮するとともに温室効果ガス吸収による地球温暖化の緩和効果も期待されておりました。

一方、時代の変化とともに、社会・経済状況も大きく変化し、今日の道路環境整備においては、地域の個性を活かした景観づくりや健康で快適に暮らせる生活環境の確保などに対応した道路緑化が求められております。また、少子高齢化を背景として、街路樹を含む道路管理に充てられる財源については厳しい状況にあるため、道路の植栽については、より効率的な管理が求められるとともに、適切な管理を実施していくことが以前にも増して、求められています。

上記のような社会的背景を踏まえて、道路利用者や沿道住民にとって美しく快適な道路空間を地域の特性に応じて整備・保全していく必要があり、街路樹が有する多様な機能を総合的に発揮し、街路の質を高める必要があります。

街路樹の目指す姿として、適切な整備・管理による道路交通の安全確保を第一とし、街路樹を地域共有の貴重な財産として位置付け、地域住民との協働の下、良好な環境・美しい都市景観を創出し、地域価値の向上を目指すとともに、様々な制約や時代の潮流に答えられるよう、街路樹の状況や管理内容を再確認し、管理作業の見直しや改善を実施していく必要があります。

### 街路樹の目指す姿

- ・ 適切な整備・管理による安全確保を第一とする
- ・ 良好な環境・美しい都市景観の創出による地域価値向上
- ・ 質の高い緑の維持

## 第5章 改善方針

府中市内の街路樹の課題を解決するための管理のあり方を以下に示します。

### (1) 安全で快適な通行の確保

- 根上りや狭い歩道幅員の改善
- 低木の適切な管理による視距の確保
- 樹木の競合により日光が阻害され、生育環境が悪化した植樹帯の改善

### (2) 良好な環境・景観の形成

- ケヤキ並木の歴史や文化、桜通りや競馬場通り等の地域景観に配慮した適正な維持管理
- 計画的な更新・撤去による街路樹の再生
- 低木の移植・除去による緑量の調整

### (3) 適正な維持管理コストと効果

- 街路樹撤去に伴う落葉等の清掃や冠水被害に対する住民負担軽減
- 市民サービス確保のための並木道保全、更新
- 樹高抑制・間引きによる管理コスト削減

## 大径木化した樹木の管理について

府中市内の街路樹の課題となっている大径木化した街路樹については、次の①～③のケースにおける対応方針を検討します。

### ケース①樹木が建築限界を越境している場合

#### ◆課題

車や歩行者が安全に通行するために、建築限界の確保が必要

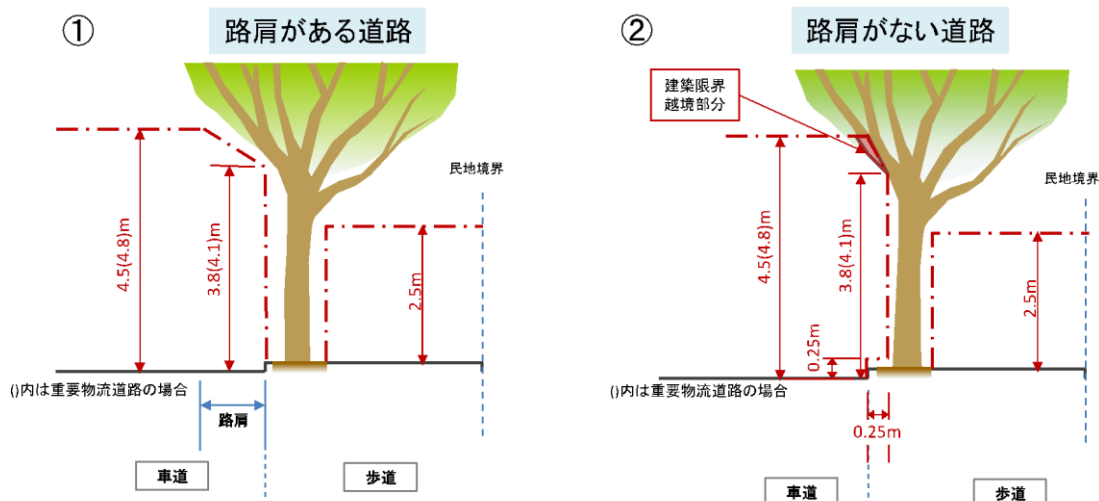
### 道路構造令（建築限界）第 12 条解説

○道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅、一体の高さの範囲を、建築限界として定めている。

○設計車両の規定における「普通自動車」「セミトレーラー連結車」の高さ 3.8m に、車両の揺道等に対応する余裕高さを考慮し、4.5m の高さを規定している。

（重要物流道路である普通道路では 4.8m、小型道路では 3m）

○路肩に車両が進入するときは、低速もしくは停車していることが基本であるため、路肩においては、余裕高さは考慮せず 3.8m まで高さを減ずることを認めている。



出典：街路樹管理マニュアル（令和 4 年 2 月）

《建築限界越境の現況》



建築限界越境（車道部）枝、幹の越境



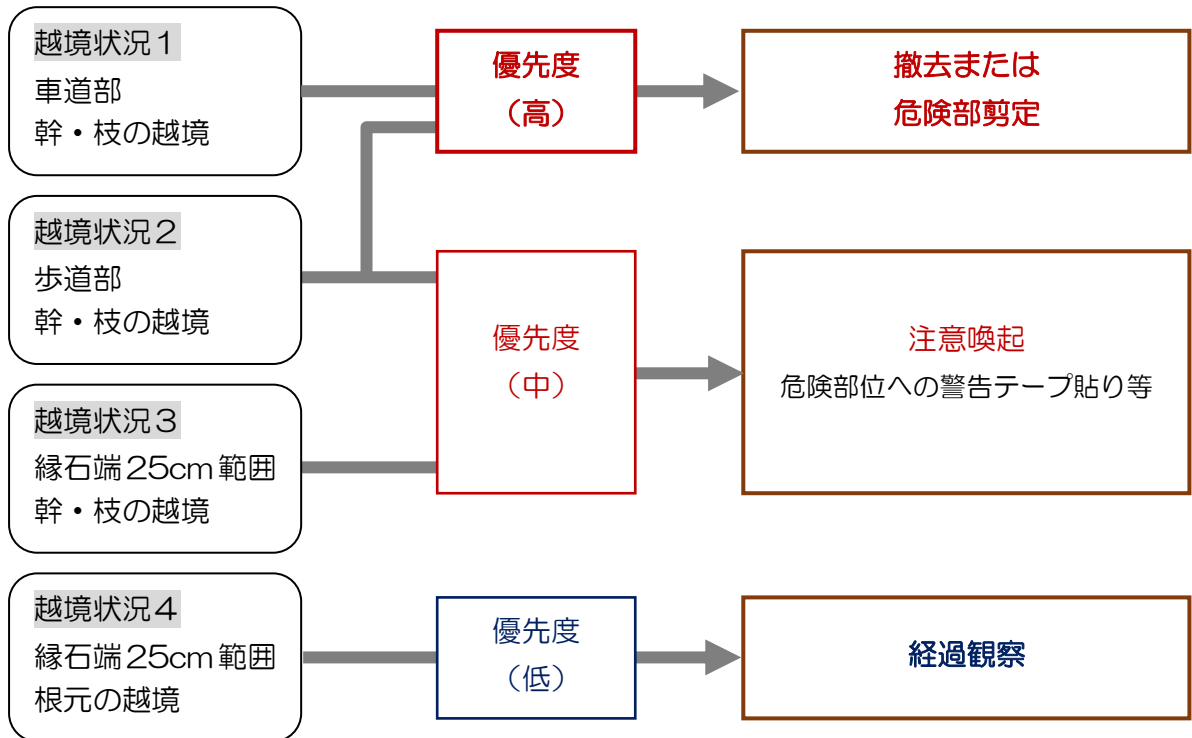
建築限界越境（歩道部）枝の越境



建築限界越境（車道部）根本の越境

◆対応方針

重大事故につながる可能性の高い車道部への幹の越境は撤去（枝は剪定）。  
 その他は、危険度に応じて、支障枝除去・注意喚起などの安全対策を講じる。



※優先度の判断：事故の可能性があるか（怪我等の可能性）

※撤去後については、更新等の検討を行う。

※建築限界越境している樹木や枯損木の伐採は、安全の優先のため、周知は不要であるが、路線での伐採計画や大径木の間引きについては、周知を実施する。  
 周知は、①現場看板設置や②沿道住民への情報提供 等

■樹木撤去時の主な周知手法

周知内容：危険状況の説明・対応方針の説明等

手法	周知対象
現場での看板・説明板設置	道路通行者
ウェブ媒体	広く不特定多数
自治体広報等	地域全体
近隣町会等	沿道住民
ポスティング	近隣住戸
住民説明会・工事説明会	影響が大きい場合の特定区域住民

## ケース②樹木により安全面の支障が発生している場合

### ◆課題

歩道有効幅員：2.0m以上、歩道の縦断勾配：5%以下、横断勾配：1%以下、段差の解消を確保するように努める。

### 【道路法】

#### 道路構造の原則（第29条）

道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

### 【道路構造令】

#### 歩道（第11条第3項）

歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

#### 自転車歩行者道（第10条の2第2項）

自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

要件	歩道	自転車歩行者道
歩行者交通量が多い道路	3.5m以上	4.0m以上
上記以外の道路	2.0m以上	3.0m以上

### 【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律】

#### 道路管理者の基準適合義務等（第10条）

道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路等を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

【移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令】

#### 有効幅員（第4条）

歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

#### 附則（3項）

第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

#### 勾配（第6条）

歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

#### 横断歩道に接続する歩道等の部分（第9条）

横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

要件	基準値
縦断勾配	5%（やむを得ない場合は8%）以下
横断勾配	1%（やむを得ない場合は2%）以下
段差	横断歩道に接続する縁端の段差は2cmを標準とする

## 【府中市福祉のまちづくり条例施行細則】

### 道路に関する整備基準

#### 1.歩道(2) 歩道の有効幅員、勾配

ア 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。

イ 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

ウ 歩道(車乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

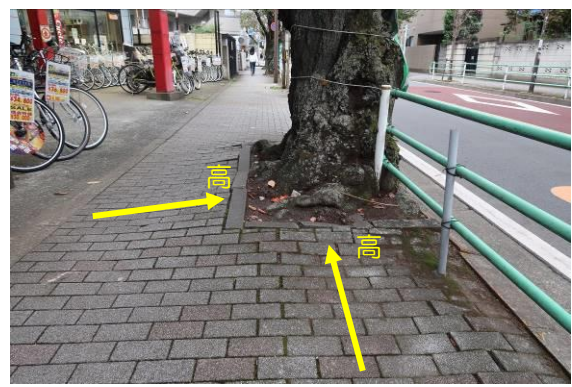
要件	基準値
有効幅員	2メートル以上
縦断勾配	5% (やむを得ない場合は8%) 以下
横断勾配	1% (やむを得ない場合は2%) 以下
段差	横断歩道に接続する縁端の段差は2cmを標準とする

《安全面での支障の現況》

- 歩道の幅員は、有効幅員 2.0m以上確保を原則としているが、一部大径木の根系肥大（根上がり等）により幅員が狭められている。
- 根上がりにより、舗装の不陸が生じ、横断方向・縦断方向に勾配が発生している。
- 根系による縁石や根上防止蓋の持ち上げで段差が発生している。



根系肥大により有効幅員を圧迫（2.0m未満）



根上がりによる横断方向・縦断方向の勾配の発生



縁石等の持ち上げによる段差

根上防止蓋の持ち上げによる段差

### ◆対応方針

歩道の安全性確保の観点から、以下の条件を満たすように対応を検討する

- 有効幅員：2.0m以上の確保（単独植栽樹の箇所は、1.0m以上の確保）
- 平坦性：段差の解消
- 勾配：縦断勾配5%以下、横断勾配：1%以下

### 対応策の例

- 根切り対応…問題部分が根のみの場合、腐朽や全体バランスをみて対応
- 樹木の間引き撤去…歩道の安全確保ができない箇所のみ
- 樹木の撤去と更新（同樹種または樹種変更）…若木へ更新、幅員に合う樹種に更新  
※更新については、間引き事業の進捗とともに時期を検討することとし、当面は歩道の安全確保を第一に間引き等を進めていく。
- 樹木の撤去（歩道幅員の確保）…狭い幅員に無理して植栽帯を確保しない



歩道の有効幅員が2.0m未満ですべての街路樹が強剪定されている路線

※樹木の撤去を行い、再植栽を行わない場合には、安全かつ円滑な道路交通を確保する観点から、樹木の除伐後、速やかに根系を除去し、植樹帯等の構造物を撤去した上で整地して舗装することが望ましい。



切株からのひこばえ



舗装された植栽樹

### ケース③落葉等による維持管理上の課題がある場合

#### ◆課題

以下のような維持管理上の課題への対応が必要

- 落葉による排水施設の詰まり（道路冠水の恐れ）
- 落葉清掃の住民負担の増加
- 枯れ枝の落枝
- 枝の伸長による越境

#### 《維持管理上の課題の現況》



落葉による排水施設の詰まり



落葉清掃の住民負担の増加



枯れ枝の落枝



枝の伸長による越境

#### ◆対応方針

維持管理上の課題に対応するために以下のような内容について検討する

- 維持管理負担軽減のための手法
- 撤去・更新に関する検討
- 落葉による道路冠水対策

#### 対応策の例

- 間引きによる間隔調整
  - …樹木の間隔を調整することで本数を減らし、落葉を減らす
- 樹種変更を伴う更新（落葉樹→常緑樹、大高木→小高木または中木）
  - …落葉の少ない樹種または大きくなならない樹種に変更する
- 通行空間の安全確保のため、街路樹を撤去
  - …狭い幅員に無理して植栽帯を確保しない
- 排水施設障害（道路冠水）対策技術の検討

## 第6章 管理方針・対策

府中市の街路樹を安全で良好なものとするために、現在の街路樹の状況や維持管理内容を再確認し、適切な管理作業の見直しや改善を行う必要があります。

日常の剪定作業について、計画的な実施を心がけることが大切です。そのためには、適正な時期に適正な作業・回数を実施していきます。また、危険箇所の除去を行う日常管理や年間を通した計画的な剪定を実施してまいります。

大径化、老齢化した樹木については、点検、診断を行い、街路樹の健全性を確認し、経過観察や伐採等などの対策を行うことで、日常管理や剪定作業に活かし、適切な管理に繋がっていきます。

# 1. 計画的な剪定・除草

## 1. <sup>こうぼく</sup>高木

市内の全ての高木に対して、樹形に悪影響を与える強剪定を抑制するため、樹種や周辺環境に合わせた定期的な剪定（軽剪定等）対応に努めるとともに、最低でも3年に1回は剪定する。剪定時期について、特に落葉樹は、冬期剪定（基本剪定）を基本とする。

また、樹木医による樹木の点検や診断結果を基に、樹勢に配慮した剪定を心掛ける。

市内全ての高木において、最低でも3年に1回は剪定を行う。

樹木の生育サイクルと剪定時期の目安

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
成長変化	休眠											休眠		
	水揚げ		萌芽			展葉・枝伸長				成長緩慢・充実		落葉		
	土用		土用			土用				土用		土用		
養分変化	貯蔵		消費			枝葉に蓄積				幹と根に貯蔵				
	休眠期		成長期			成長期				休眠期				
剪定時期	整枝剪定											整枝剪定		
	落葉樹		整枝剪定			整姿剪定				整姿剪定		整枝剪定		
	常緑広葉樹		整枝剪定			整姿剪定				整姿剪定		整姿剪定		
常緑針葉樹		整枝剪定			整姿剪定				整姿剪定		整姿剪定		整枝剪定	

□ : 剪定不適期


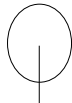
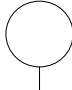
※ 関東を基準とした生育サイクルと剪定時期を示す

※ 「土用」とは二十四節気の立春、立夏、立秋、立冬の前の各18日間のことをいう。古くから土いじりはお休みの期間とされている。

(参考: 「街路樹はなぜ剪定が必要か?」)

出典: 街路樹剪定ハンドブック: 美しい街路樹づくりに向けて 第5版

主要な街路樹の剪定方法（参考）

No.	樹木名	特性	剪定頻度	剪定標準樹形	備考
1	ハナミズキ	落・広	3～5年に1回	芯を立てる卵円形 	不要枝やひこばえを剪定する程度、 花の鑑賞を目的とする場合は、花後1ヵ月以内に剪定
2	サクラ	落・広	毎年	芯を立てない盃形 	剪定は避ける 枯れ枝については、付け根または分枝の部分から切り取る
3	イチョウ	落・針	2～3年に1回	芯を立てる円錐型 	地際部や枝・幹などから発生する小枝は、剪定の都度、付け根から切り取る
4	トウカエデ	落・広	毎年	芯を立てる卵円形 	上方主枝は1本の22～3年生の古枝で、自然の枝の姿を保つように剪定する
5	クスノキ	常・広	3～5年に1回	芯を立てない広卵形か球形 	空間が確保できない場合は、切り返し剪定や切り詰め剪定が必要となる
6	コブシ	落・広	3～5年に1回	芯を立てる卵円形 	剪定時期の目安は、花の散った直後。樹形を保つための強剪定を実施した場合は、癒合剤を塗布する
7	カイヅカイブキ	常・針	毎年	(不整形)	効果的な時期は、5月頃と10月頃、12月～2月頃の冬場に強い剪定は避ける
8	ケヤキ	落・広	3～5年に1回	芯を立てない盃形 	原則として枝の切り詰めは行わない
9	サルスベリ	落・広	3～5年に1回	不整形	強剪定し過ぎると花は大きいが数が少なくなるため、弱剪定と強剪定をうまく使い分け樹形を整える
10	ヤマモモ	常・広	3～5年に1回	芯を立てない広卵形か球形 	剪定は、冬季以外、実を収穫するためには、3～4月。病害虫の被害を予防するために、透かし剪定を実施する

※剪定頻度は、道路幅員、街路樹の成長具合などの状況を捉え、決定する。

### 1-1 ケヤキ並木通りについて

けやき並木通りは、国指定天然記念物としては国内唯一のものであり、全国的にも貴重な文化財であるとともに、いまや府中市の表玄関にふさわしいシンボルとして、府中市を代表とする歴史的に由緒ある貴重な文化財となっている。

このため、けやき並木通りについては別途『国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画』において管理方針を定める。

### 1-2 桜の管理について

桜通りや多磨霊園南参道については、バリアフリー化の整備とともに植替えを進めていることから、今後は、若木の成長とともに樹形を形成する剪定を行う。

また、多摩川通りなど、大径化や老齢化が進んでいる路線については、樹木医による点検や診断を行い、点検や診断結果に応じた対策を進める。

冬季剪定（間引き剪定）を基本とするが、ヤゴ・胴吹きの除去などのメンテナンスを行うことで、樹形を維持するとともに、水分代謝のバランスや樹幹内の通風を促す。

加えて、桜は強風などにより枝が折れやすいため、台風などの際に人身事故を未然に防止するため、出水時期の前に枯れ枝を除去する。

なお、桜は特に害虫が発生しやすい樹種であるため、害虫の発生には特段留意するとともに、発生を確認した際には速やかに駆除を行う。（5.病虫害等への対策を参照）

ケヤキ並木通りについては管理を別途計画で定める。

桜については、点検・診断の結果に応じた対策を進めるとともに、年1回初夏にメンテナンス・出水時期の前に枯れ枝除去等を行う。

## 2. 低木

市内の全ての植樹帯の低木について、初夏に市内全域で刈り込みを行う。

生育が旺盛な箇所について、低木の存在が車両から歩道の視認性を低下させるなど安全性が阻害される場合のみ 2 回目の刈り込みを行うが、時期が遅くなると翌年の芽吹きを抑制してしまうおそれがあるので、実施時期については十分留意する。

交差点や横断歩道付近、乗入れ部等の両脇 2mについては、特に低く刈込を行う。

市内全ての植樹帯において、刈り込みを行う。(初夏、原則年 1 回)

## 3. 除草

市内の全ての植樹帯に生えている雑草について、5、7、9、11 月を基本に最低でも年 4 回、市内全域で除草を行い、沿道景観を維持する。

また、植栽柵だけでなく、歩道の街渠ブロックや ILB の隙間等についても実施する。

市内全ての植樹帯において、除草を行う。(5、7、9、11 月を基本、原則年 4 回)

## 2. 伐採の対象とする樹木

- 歩道の幅員が1.5m以下の路線
  - 安全な歩行空間を確保するため
- 交差点、横断歩道付近の視距確保に支障となる樹木
  - 交通安全上の支障となっている場合

## 3. 伐採・間引きの対象とする樹木

- 歩道が狭く有効幅員 2.0mが確保できない路線  
(単独植栽樹の箇所は、有効幅員 1.0mが確保できない場合)
  - バリアフリーの観点から、車椅子の交互通行や譲り合い通行が可能な幅員を確保するため
- 植栽間隔が狭く間引きによる影響が少ない路線
  - 隣接する樹木との競合により成長阻害が想定される場合
  - 植栽間隔が短く、伐採後も景観への影響が少ないと考えられる場合
- 沿道の樹木と競合する路線
  - 隣接する施設の樹木と競合により、成長阻害が想定される場合
  - 伐採後も景観への影響が少ないと考えられる場合

※伐採・間引きを行う路線については、樹種や成長度合い、道路構造物、周辺環境などに与える影響を考慮して、実施路線を決める。

※間引き後の樹木の更新については、間引き事業の進捗とともに時期、樹種を検討することとし、当面は歩道の安全確保を第一に間引き等を進めていく。

## 4. 伐採・更新の対象とする樹木

- 信号、街路灯、道路反射鏡等に支障となる樹木
  - 交通安全上・インフラ施設の保安上、支障となっている場合
- 生育不良などによる倒木の危険性のある樹木
  - 倒木による危険を未然に防ぐため
- 歩行者・自動車等の通行の支障となる樹木
  - 交通安全上、支障となっている場合
- 根上りにより通行の障害となっている樹木
  - 快適な通行の妨げとなっているとともに、躓きや転倒などの事故を未然に防ぐため

## 5. 病害虫等への対策

### • 害虫対策

- 害虫駆除の薬剤散布は、人体への影響を考慮し、原則、行わないものとする。薬剤散布をせざるを得ない場合は、以下の通りとする。
- 農薬取締法の関連法規等及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。ポジティブリスト制度<sup>(※)</sup>のもと、農薬の飛散（ドリフト）防止について、さらに一層の徹底をはかる。
- 薬剤散布の希釈液は指定の濃度に正確に希釈混合し、枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
- 散布に際しては風下から風に背を向けて風上に歩くように散布する。また通行人をはじめ対象物以外のものにかからないように十分注意して行う。
- 散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて、最も効果的な方法で行う。
- 散布は夜間、または早朝に行う。やむを得ず昼間に実施するときは、市監督員と打ち合わせて、気象条件や薬剤の特性に十分注意して行う。
- 事前に病害虫の発生状況を調査し、防除予定を沿道住民に周知する。
- 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されている場合には、食用農作物への影響防止対策をとる。
- 以下の項目について記録し、提出する。
  - 農薬を使用した年月日、場所、対象樹木、気象条件（天候、風向・風速）等
  - 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量、希釈倍数等

<sup>(※)</sup>ポジティブリスト制度・・・食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度  
（平成 18 年 5 月 29 日施行 食品衛生法第 11 条第 3 項）

### • 病害対策

- 早期発見と適切な対応を基本とする。病状が軽く、特定した部位のみの感染であれば薬剤散布や罹患部を取り除くことで対応し、病状が重く、拡大している場合には、倒木の危険性や周囲への伝染も考慮し、伐採も検討する。

## 第7章 市民・事業者との協働

魅力ある街路樹景観づくりにあたっては、市民や事業者が街路樹の維持管理に関わる機会を増やし、市民協働の理念に基づいて街路樹を育てていくことが大切です。

府中市では、府中まちなかきらら（インフラ管理ボランティア制度）として、市民団体等が市内の道路や公園で行う清掃活動や花壇活動を支援しており、登録団体の増加を目指します。

# 府中まちなかきらら

## ～公園・道路の管理ボランティア制度のご案内～

市では、市民の方や企業の方による、「公園や道路での、清掃、除草などの無償ボランティア活動」に対して、「清掃用品の貸与や保険料の負担など」の支援をしています。

地域の方々が公園や道路の里親として、愛情と責任を持って行う維持管理活動を通じて、次世代の子ども達にまで良好な地域の環境を守っていくことを目指します。

ロゴマーク採用作品



### これからのボランティア活動



市民の皆さん  
地元企業など

公園や道路

府中市

協働・合奏

- 清掃用具、ごみ袋などは市が用意します
- 活動中の事故等に対する保険加入では保険料は市が負担します
- 事業者（会社）や学校等、これまで未参加の団体も対象として参加しやすくします
- サインボードを設置して、利用者にPRします  
作業中の脱線をお貸しします（代表者のみ）
- 参加団体の連絡会議で市全体つながります  
みんなで情報交換し、活動を盛り上げます

①ほっとするね 緑の府中  
府中市

### 1 市と登録者の方の役割

【登録者】	【市】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃</li> <li>・ 除草</li> <li>・ 剪定（低木）</li> <li>・ 花壇維持管理</li> <li>・ 点検・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃用品の貸与（ほうき、ちりとり、軍手 など）</li> <li>・ ボランティア保険の加入</li> <li>・ ごみの処理</li> <li>・ 花苗の提供</li> <li>・ 名刺やサインボード（周知看板）配布</li> </ul>



府中まちなかきらら

### 2 登録の種類

**【長期登録】**

- ・ 1年以上継続
- ・ 1ヶ月に2日以上活動

**【短期登録】**

- ・ 1日～7日の希望する期間

※ 短期登録者は保険の加入が無いなど、一部制約があります。

### 3 愛称・ロゴマーク

【愛称】	【ロゴマーク】
<p>府中まちなかきらら</p> <p>府中の街中にあるインフラを管理する業態な制度になってほしい、という願いがこめられています。</p>	 <p>府中の「ふ」をモチーフに、地元愛とボランティアの心がハートと笑顔で表現されています。</p> <p>勢いのあるハグのラインは、地元の方で地域の環境を守るイメージです。</p> <p>カラーの緑は環境、オレンジは街の輝きをイメージしています。</p>

お問い合わせ

府中市

- ・ 都市整備部道路課維持管理係（道路）  
電話：042-335-4536
- ・ 都市整備部公園緑地課公園管理係（公園）  
電話：042-335-4263

登録者の方をお待ちしております

①ほっとするね 緑の府中  
府中市

## 参考資料

(1) 第7次府中市総合計画 令和4年3月(該当箇所のみ抜粋)

### 1 まちづくりの基本理念

わたしたちのまち府中は、地名が武蔵国の国府の設置に由来し、誇りを持てる歴史と文化が現在にも息づいており、緑を始めとする豊かな自然環境と、商業や交通における利便性といった都市機能が調和する、魅力的で住みよいまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人から受け継いだ貴重な財産を礎としながら、これからも市民が主役となり、誇りと愛着を持ってこのまちに住み続けることができるよう、まちづくりを進めます。また、時代や環境の大きな変化にも柔軟に対応し、お互いが連携・協力して地域の課題解決に取り組む、協働によるまちづくりを推進していきます。

### 2 都市像

わたしたちは、まちづくりの基本理念を踏まえ、  
「人と人とのつながりを紡いで“きずな”という力にして」  
「未来を拓く強い意志で何事にも取り組み」  
「誰もが心ゆたかに日々の生活を送ることができるまち」  
を目指して、

『きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中』

を都市像として掲げます。

#### 基本目標1

人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち

保健 福祉

#### 基本目標3

多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち

文化 学習

#### 基本目標2

緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち

生活 環境

#### 基本目標4

魅力あふれる うるおいと活力のあるまち

都市基盤 産業

施策61

## 安全で持続可能な道路機能の保全・整備

### ■めざす姿(施策の目的)

都市計画道路や市幹線道路が、バリアフリー化や無電柱化等を考慮した上で整備されています。また、道路や橋りょうなどの道路施設について、予防保全型の管理や、市民・事業者・市との協働による取組により、長期にわたり機能の確保がなされています。

このことにより、誰もが安全で快適に利用できる、持続可能な道路機能の確保ができています。

### ■現状と課題

都市計画道路の整備や既存道路の改修を進めるほか、災害時に緊急車両等の通行や避難行動の障害にならないための狭あい道路の拡幅に向けた取組、バリアフリー化や無電柱化等の誰もが安全で快適に移動できるための「道路のユニバーサルデザイン<sup>\*21</sup>化」について、より一層推進する必要があります。

また、道路等の維持管理について、予防保全型の管理や先進技術の活用、自然災害への対応も含めた官民連携の推進、市民協働など、更なる業務の効率化に向けた様々な取組が求められています。

### ■施策の方向性

- 都市計画道路の整備や既存道路の改修と併せて、バリアフリー化事業や無電柱化事業等を計画的に推進します。また、橋りょう等の長寿命化に取り組みます。
- 狭あい道路に面した土地所有者などに理解と協力を得られるよう働き掛け、積極的に狭あい道路の早期解消に向けて取り組みます。
- インフラマネジメント計画に基づき、先進技術を活用した予防保全型の管理を推進します。
- 市民協働や官民連携など、様々な担い手による道路等の維持管理を進めます。



構造物の点検

## ■指標

指標名	基準値	目標値 (R7)	指標の説明
橋りょうの老朽化対策実施率	20.0% (R2)	66.7%	老朽化対策が必要な橋りょうのうち、対策を実施したものの割合です。
市内の狭あい道路の割合	9.05% (R2)	7.36%	市道における狭あい道路が占める割合です。
道路の舗装や構造物に関する要望・相談の対応件数	530件 (R2)	450件	道路の舗装や構造物に関する要望・相談に対応した件数です。

## ■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
道路改良整備事業 都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備や既存道路の改修と併せて、バリアフリー化や無電柱化等を推進します。また、道路施設の老朽化・耐震対策を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
狭あい道路拡幅整備事業	建築基準法第42条第2項に該当する道路等の狭あい道路に接する土地を道路用地として提供を受け、整備を行うとともに、提供者には助成等を行います。
道路等維持管理事業	民間活力を活用した包括管理の手法により、更なる市民サービスの向上と管理費用の削減を図ります。また、先進技術の導入や点検を踏まえた計画的な管理により、予防保全型の管理に取り組みます。 街路樹については、良好な道路環境を保つため、大径木の間引きを行います。

## ■協働により推進したい取組

- 道路等の清掃などの美化活動や包括管理に関すること

## ■SDGsとの関連

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

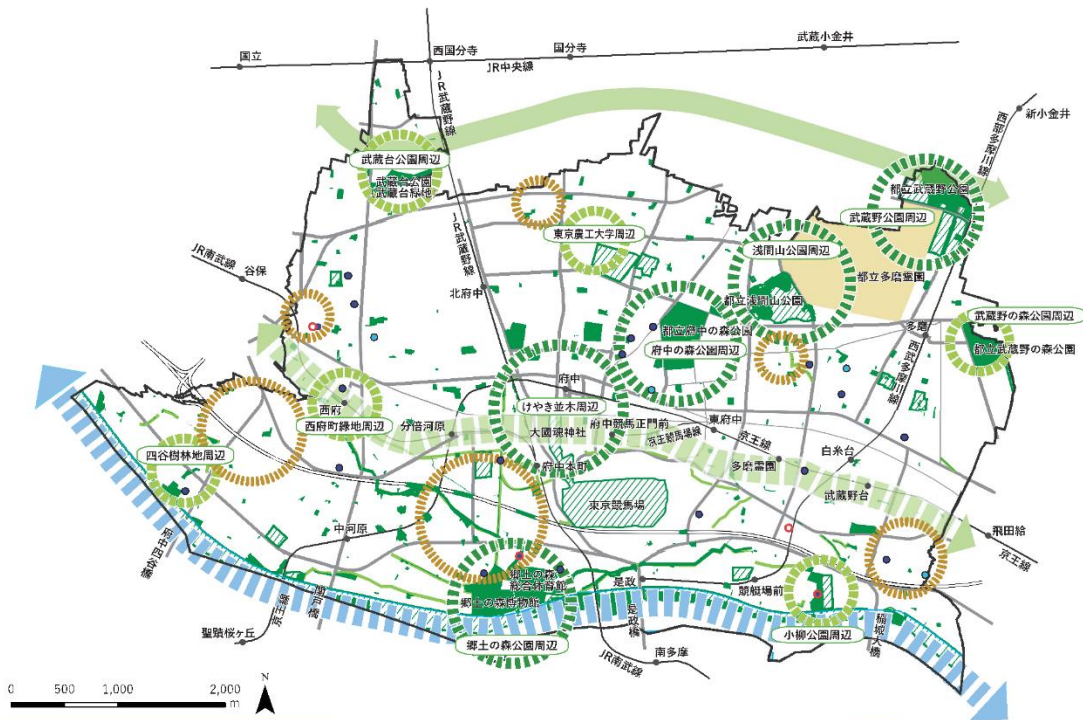


(2) 府中市都市計画マスタープラン まちづくり方針（全体構想）（該当箇所のみ抜粋）

(4) 誰もが快適に移動できるまちづくり



## (5) 水と緑・環境と共生するまちづくり



### ① 公園・緑地等の整備及び有効活用

- 都市計画公園・緑地等の整備及び緑地の保全・活用を推進し、自然環境の質の維持・向上を図ります
- 都市農業や都市農地の多面的な効用や魅力の発信拠点として、農業公園等の整備を進めます
- 地域の特性やニーズに応じた特色ある公園として有効活用を図り、都市公園等のストック効果の向上を図ります

### 凡例

- 都市公園・緑地
- 都市計画墓園
- 都市計画公園・緑地(未開設)
- 緑道

### ② 水と緑のネットワーク形成

- 緑の中核的な拠点：本市を代表する、まとまりのある緑や、特徴的な緑の空間は、緑の中核的な拠点とします
- 地域における緑の拠点：地域住民に親しまれている地域の核となる公園や、地域の特徴的な緑の空間は、地域の緑の拠点とします
- 水と緑の軸：多摩川や府中崖線の自然環境の保全・活用を行うことで、周囲の緑地と一体となった水と緑の軸の形成を図ります

- 緑の中核的な拠点
- 地域における緑の拠点
- 水と緑の軸(府中崖線)
- 水と緑の軸(多摩川)
- 国分寺崖線

### ③ 緑のまちづくり(緑の保全と創出)

- まちの風格を醸し出す緑や歴史資源等を保全し、まちの価値を高めます
- 浅間山や崖線の自然環境などふるさとを感じる緑の保全・活用を図ります
- **道路沿道や公共施設の緑化、街路樹の適正な維持管理を進めます**
- 民有地の緑の保全・緑化を促進し、維持管理に配慮するよう誘導します
- 生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定などにより、農地を保全・活用します

- 農地が集積するエリア
- 農業体験農園
- 市民農園
- 農業公園

### ④ 環境共生のまちづくり

- スマートエネルギー都市の実現に向け、低炭素まちづくりを推進します
- 生態系に配慮したまちづくりを推進します
- 排気ガスの低減に向けた対策など、公害対策を推進します

景観形成の目標	景観形成の基本方針	景観形成の基本施策
<p>＜目標1＞ 府中らしい自然や緑のある景観形成</p>	<p>基本方針1 多摩川の雄大な自然や眺望をいかした景観形成</p>	<p>1 多摩川と親しみ、触れ合える環境をつくる。 2 多摩川の雄大な自然の眺望を保全する。</p>
	<p>基本方針2 崖線や浅間山等の自然や緑をいかした景観形成</p>	<p>3 崖線の緑や湧水を保全・活用する。 4 浅間山の自然環境や緑の眺望を保全する。 5 浅間山からの富士山の眺望を保全する。</p>
	<p>基本方針3 農地や用水、在来の緑をいかした農ある景観形成</p>	<p>6 農地や用水を保全・活用する。 7 在来の緑を保全・育成する。</p>
<p>＜目標2＞ 歴史や文化の奥行きを感じさせる景観形成</p>	<p>基本方針4 大國魂神社・けやき並木をいかした中心市街地の景観形成</p>	<p>8 府中を代表する景観として大國魂神社やけやき並木を保全・活用する。 9 大國魂神社やけやき並木と調和する、中心市街地の景観をつくる。 10 国史跡武蔵国府跡などの歴史的資源を保全・活用する。</p>
	<p>基本方針5 歴史や文化をいかした個性ある景観形成</p>	<p>11 地域の歴史や文化を保全・活用する。 12 地域の資源をいかした身近な景観を育成する。</p>
<p>＜目標3＞ 魅力ある都市機能が融合する調和のとれた景観形成</p>	<p>基本方針6 交流とにぎわいのある駅周辺の景観形成</p>	<p>13 生活拠点としてにぎわいのある駅周辺をつくる。 14 魅力ある商店街をつくる。</p>
	<p>基本方針7 快適で歩きたくなる通りの景観形成</p>	<p>15 安全で快適な道路空間を確保する。 16 歩きたくなる魅力的な通りを育む。 17 統一感のある分かりやすい公共サインを整備する。</p>
	<p>基本方針8 地域と調和した大規模施設の景観形成</p>	<p>18 大規模施設と周辺地域との調和に配慮する。 19 大規模国有地等の土地利用転換に当たり、周辺地域との調和と魅力ある景観をつくる。</p>
<p>＜目標4＞ 居心地が良く、住みたい、住み続けたい、住み続けたい景観形成</p>	<p>基本方針9 住み心地の良い住宅地の景観形成</p>	<p>20 住宅地の緑を保全・活用する。 21 美しく住み心地の良い住宅地を保全・創出する。 22 新たな広告形態や照明について適正に誘導する。</p>
	<p>基本方針10 地域の公共施設を核とした親しみのある景観形成</p>	<p>23 地域になじみ、シンボルとなる魅力的な公共施設の景観をつくる。 24 地域住民が愛着を持つ、親しみのある景観をつくる。</p>
<p>＜目標5＞ 市民・事業者と市の協働で進める景観形成</p>	<p>基本方針11 市民・事業者と市の協働で進める景観形成</p>	<p>25 市民が地域の良さを知り、景観を育む機会をつくる。 26 景観に関する市民の意識向上や学習活動を促進する。 27 届出・事前協議制度により実効性の高い景観誘導を進める。 28 専門家の助言を効果的に活用する。 29 市民・事業者と市の協働による維持管理を進める。 30 行政区域を超えた広域的な景観形成に取り組む。</p>

## ■基本方針7 快適で歩きたくなる通りの景観形成

道路においては、モータリゼーションの発達により、交通を処理する機能が優先されてきましたが、豊かな沿道景観の実現のためには、文化の交流空間、人々の生活空間としての道路の姿を取り戻すことが必要です。

道路整備においては、周辺住民の生活や土地利用の特性を反映しながら、誰もが安全に快適に歩ける道づくり、地域の自然や歴史、生活・文化と触れ合える沿道の土地利用、まち並みを誘導し、歩いて楽しい景観形成を進めます。

また、分かりやすい公共サインを整備し、街路灯やベンチなどの路上設置物のデザインや設置場所を含め、統一感のある道路景観をつくります。

### 施策 15 安全で快適な道路空間を確保する。

- 地域の事情を踏まえながら、電柱の占用箇所の見直し、開発事業における歩行者空間の確保及び歩行者空間の段差を解消するとともに、緑の環境空間の確保と適正な街路樹の配置・維持管理することにより、誰もが安全で快適に外出できる道路空間を確保します。
- 自転車と歩行者の通行の分離を進め、自転車走行空間の確保を図ります。
- 置き看板、放置自転車などの歩行を妨害するものについて、整理や除去を行います。
- 街路樹等の維持管理については、沿道住民等の協力を得ながら市民協働による取組を進めます。

### 施策 16 歩きたくなる魅力的な通りを育む。

- けやき並木通りや大國魂神社周辺の道路は、歴史的な景観と一体となった回遊性を創出する道路として、自然の色彩を基調とした風格のある舗装とバリアフリー化により、誰もが歩きやすい道路環境を維持します。
- 地域の景観資源を歩いて安全に巡れる歩行空間のネットワークや公共サインを整備し、地域観光と連携して、歩いて楽しい景観を形成します。
- 都市計画道路の整備に合わせて、沿道建築物等の高さ、色彩や形態、屋外広告物、道路の舗装等の誘導及び無電柱化等により、まち並みの統一感や連続性が感じられる、通りの趣ある景観を形成します。
- 道路沿いの敷地の緑化、生け垣化などを大切にされた住宅、建物づくりを進めます。

#### (4) 府中市景観ガイドライン 緑化編 (該当箇所のみ抜粋)



##### 2-2 府中市が目指す緑の景観づくりの目標

府中市では、景観づくりの基本理念として、

- 居心地のよい生活環境があるまち
- 府中らしい自然や緑のあるまち
- 歴史や文化の奥行きを感じさせるまち

を目指して、市民や事業者の皆さんと一緒に景観づくりを進めていきます。

また、大切にしたい府中らしさとして、以下の要素を守ります。

多摩川や崖線の自然や緑・武蔵国府からの長い歴史・緑豊かなゆとりある生活環境

これを受けて、次のような緑の景観の実現を目指します。

目標1:

#### 武蔵野の面影と調和した緑

江戸時代の新田開発により人口が増えると、生活に欠かせない燃料や肥料等の供給を担う農用林としてクヌギ、コナラ等による落葉広葉樹林が形成され、管理されてきました。こうした林は次第に少なくなりましたが、現在でも崖線や浅間山等に残っています。こうした緑を保全し、周辺へと広げることで、武蔵野の面影を伝える緑を育成し、地域の自然と調和した緑の景観づくりを進めます。

目標2:

#### 快適な生活環境を支える彩り豊かな緑

市内には、多摩川、府中崖線、国分寺崖線や浅間山のほか、大規模な公園などのまとまった緑があり、住宅地に潤いと安らぎをもたらしています。これらの緑をネットワークさせ、まち並みに季節感や彩りを与えることで、快適な生活環境を支える緑化を進めます。

目標3:

#### 維持管理の協働による持続性のある緑

良好な景観を守り、より魅力を高めるには、きめ細やかな緑の維持管理が重要です。府中市では、市民や事業者との協働により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、快適な生活環境を生み出す緑の持続的な維持管理を行います。



## 4-1-1 道路空間の緑化

道路は、誰もが利用する空間であり、まちの骨格となっていることから、街路樹をはじめとする道路空間の緑は、市内の緑の景観の大きな構成要素となっています。

道路空間は、都市生態系の保全や都市環境の改善に役立つように、緑の多様な機能に配慮した緑化を行うものとします。

### 【全体指針】

- 馬場大門のけやき並木や多摩川、府中崖線、国分寺崖線、浅間山をはじめとする緑のネットワークを強化し、緑の相乗効果を高める。
- 歩行者や自動車等の利用主体による見え方の違いに配慮する。
- 歩車道の分離や、道路の方向を案内する等、道路空間の安全性を高める。
- 花や実、紅葉等季節の変化を感じさせる樹種を取り入れる。
- 良好な樹形を維持するため、病虫害や排気ガス等の生育阻害要因に対して適応性の高い樹種を選定する。
- 野鳥や昆虫等の通り道や採餌空間としての機能に配慮した緑化空間を形成する。

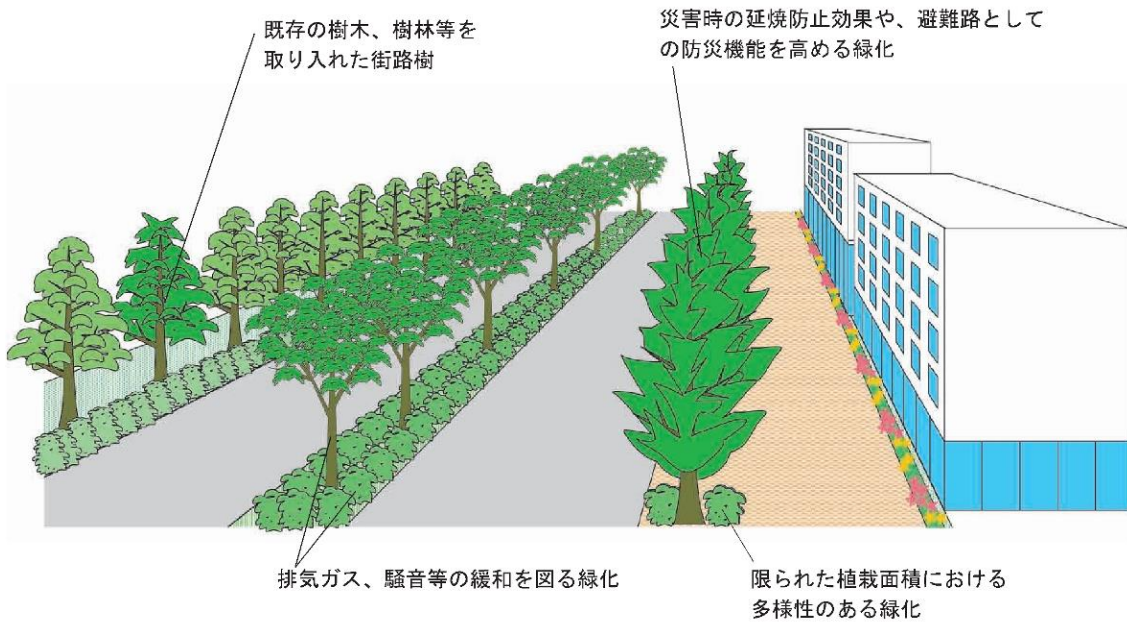
### 【個別指針】

#### ①街路樹

- 樹木ごとの自然樹形を生かすとともに、通行の妨げとなりにくい形態の樹種を選定する。

#### ②道路植栽

- 環境施設帯<sup>※8</sup>やバス停留所等の周辺では、快適性の高い緑化空間を形成する。また、市民の憩いの場となる緑化空間を創出する。
- 法面は原則として緑化し、緑の連続性を高める。



市の木を使用したケヤキ並木（競馬場通り）



環境を保全し緑をネットワークする法面緑化（府3・3・8）



アイストップ※9になっているケヤキ（美術館通り）



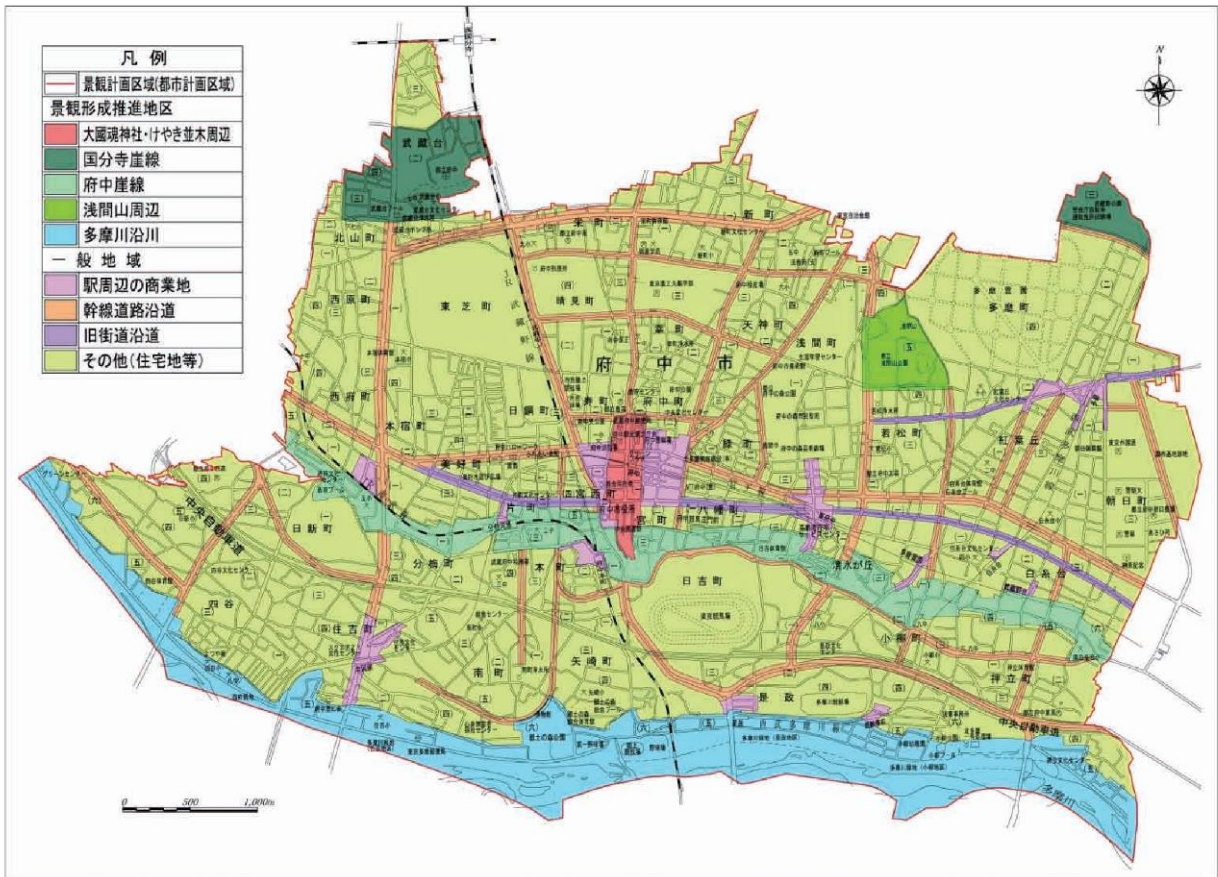
騒音の防止に配慮した緑化（東八道路）

※9：アイストップ

視線を誘導するための目標や目印のこと

## 4-2 地域分類別の緑化指針

府中市景観計画では、市内の地形や市街地の特性により、地区を区分しています。また、緑はその場所の環境特性によって自生する植生が異なるので、緑化を行う場合は、その場所がどのような特性の環境であるのかを把握し計画することが重要です。



景観形成推進地区及び一般地域区分一覽図

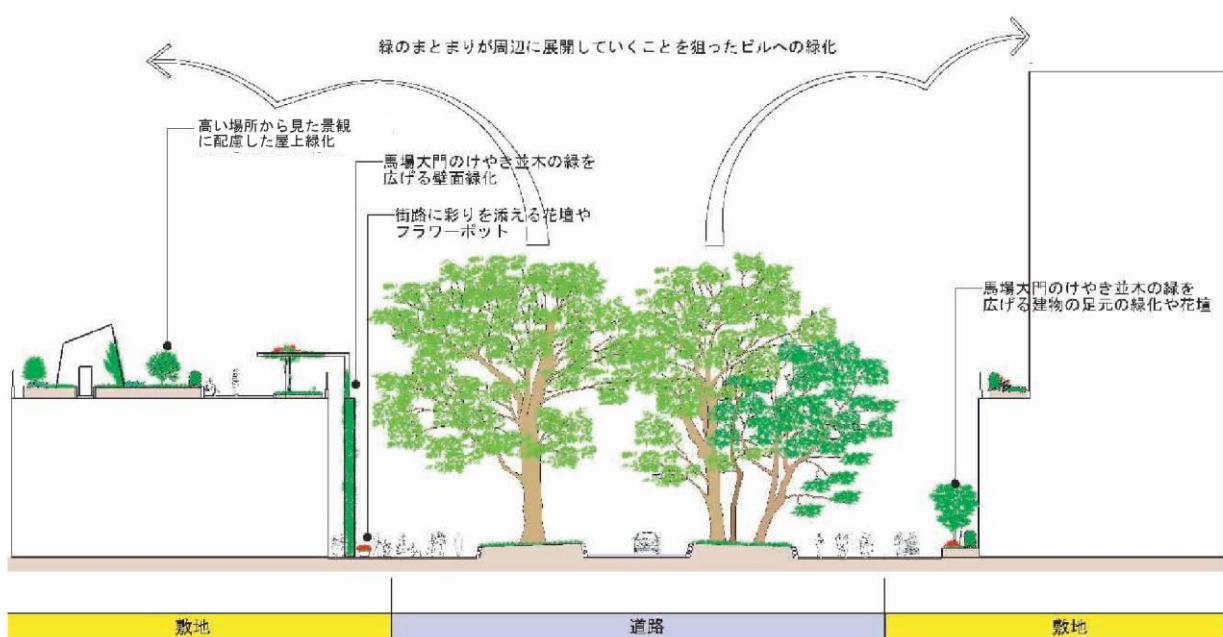
## 4-2-1 大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区

業務施設や公共公益施設が集積する中心市街地であり、大國魂神社や馬場大門のけやき並木の緑が一体となって景観をつくりだしている地区です。

この地区では、大國魂神社の緑と国指定の天然記念物である馬場大門のけやき並木と調和し、商業地のにぎわいと、豊かな緑が共存する景観の形成に配慮した緑化を行うものとします。

### 【地域指針】

- 大國魂神社の緑と馬場大門のけやき並木を中心とした緑の連続性を確保するため、敷地内や壁面、屋上等の建築物に付帯する空間を効果的に緑化する。
- 地上だけでなく、様々な位置から見られることを踏まえ、屋上や壁面においても景観に配慮した緑を配置する。
- けやき並木を中心とした緑のまとまりが、沿道建物のベランダ等とつながり、さらに、周辺へと緑が展開するよう配慮する。
- 商業施設では、けやき並木側に豊かな緑のある憩いの空間を創出する。
- 壁面の後退部分には花壇やフラワーポット等を配置し、まちの魅力を高め、にぎわいを創出する。さらに、容器のデザインや素材、色彩をまちの景観と調和させる。



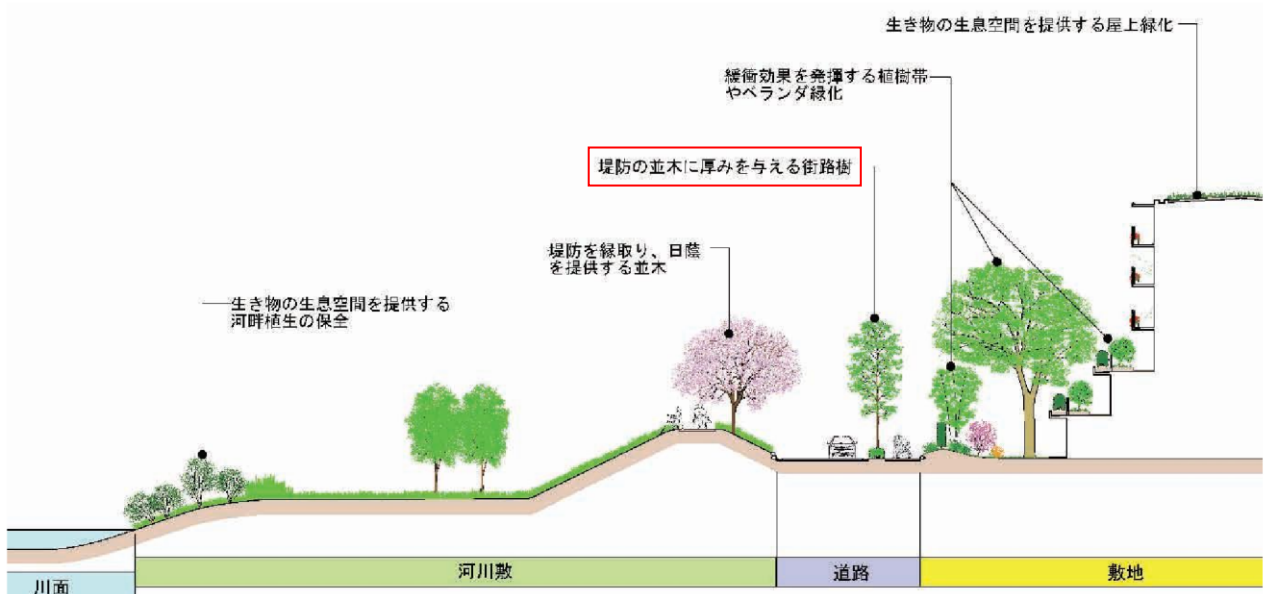
大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区の緑化イメージ

## 4-2-2 多摩川沿川景観形成推進地区

対岸の丘陵まで視界が開けている多摩川は、豊かな水と緑の景観が市民に親しまれています。河川敷の広々とした空間が感じられる景観や、多摩川の自然と調和した景観、対岸からの眺望に加え、生物の貴重な生息空間でもあることに配慮した緑化を行うものとします。

### 【地域指針】

- 広がりのある多摩川の緑地帯及び対岸からの自然景観を保全・育成するため、街路樹の植樹及び敷地内の緑化を積極的に行う。
- 多摩川沿いでは、水辺の緑と連続した景観となるよう密度の高い緑地帯を形成する。
- 利用者の多い場所では、快適な利用に欠かせない木陰を形成する。特に緑陰のある並木は、多摩川を縁取り、対岸からの眺望を保全する。
- 高層の建築物は、圧迫感を軽減するよう、低層部の緑化を行い、壁面や屋上も緑化に努める。
- 敷地の近くに用水路がある場合は、水辺の植生に配慮した緑化を行う。また、用水路を緑道とする場合には、水辺であったことが意識できるような植生を組み込む。
- 河畔をはじめとする生物の生息空間としての緑を維持し、周辺への拡大に努める。

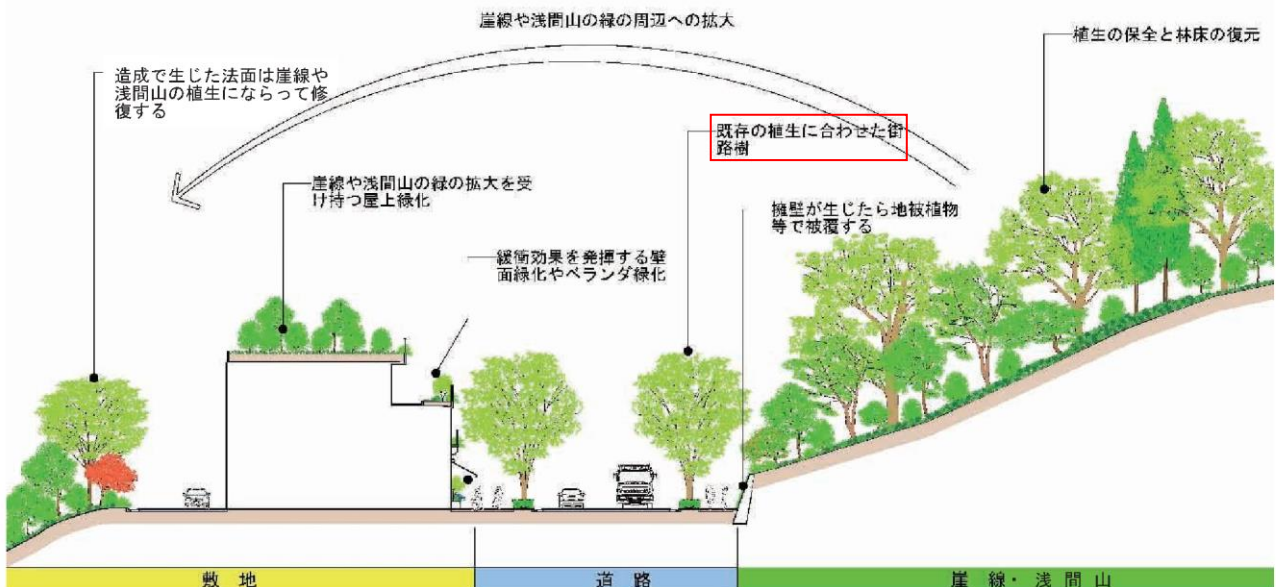


多摩川沿川景観形成推進地区の緑化イメージ

特徴的な地形と斜面部に残された緑は、武蔵野台地の面影を伝える景観として市民に安らぎを与えるとともに、生き物の生息空間としても大きな役割を担っています。この地区では、これらの植生に配慮し、緑の豊かさがより発揮できるような緑化計画を行うものとします。

【地域指針】

- 既存の植生を保全するとともに、多様な林床<sup>※12</sup>となるよう緑化を図る。
- 生物の生息空間としての緑を維持し、周辺への拡大に努める。
- 開発事業等を行う場合は、地形及び植生を活かし、これらの景観が損われることのないように十分配慮する。
- 建築等により緑が減少する場合は、新たに緑を創出してこれを補う。
- 密度の高い緑地帯を確保し、崖線や浅間山に生育する樹種等で構成する。
- 新たに緑化する場合は、既存植生への影響に十分配慮し、植生にかく乱を与える恐れのない樹種を選定する。
- 崖線や浅間山に隣接した斜面地の造成を行う場合は、補植等を行う。
- 敷地内の地盤面は地下水を涵養できる構造とする。



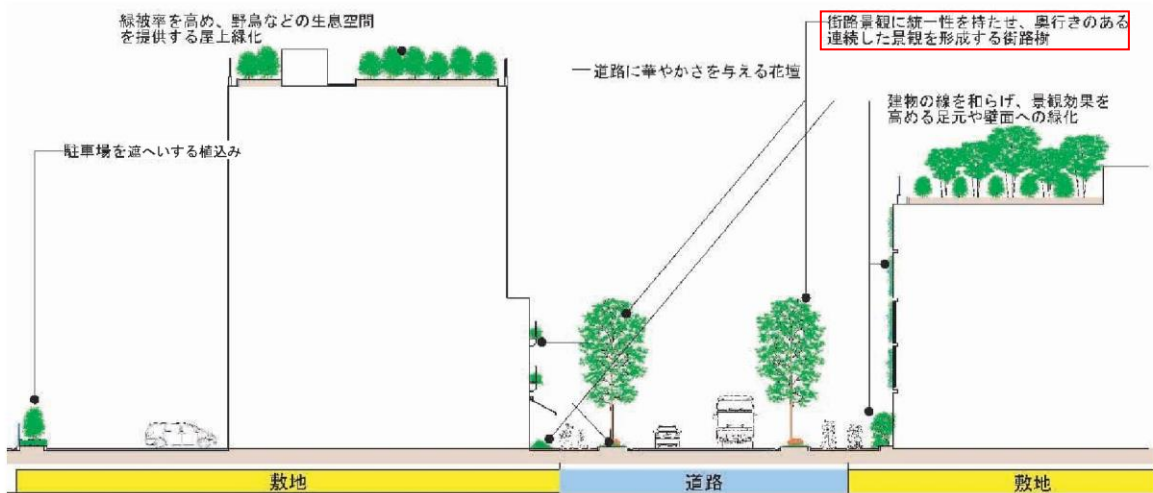
府中崖線景観形成推進地区・国分寺崖線景観形成推進地区・浅間山周辺景観形成推進地区の緑化イメージ

## 4-2-4 駅周辺の商業地・幹線道路沿道

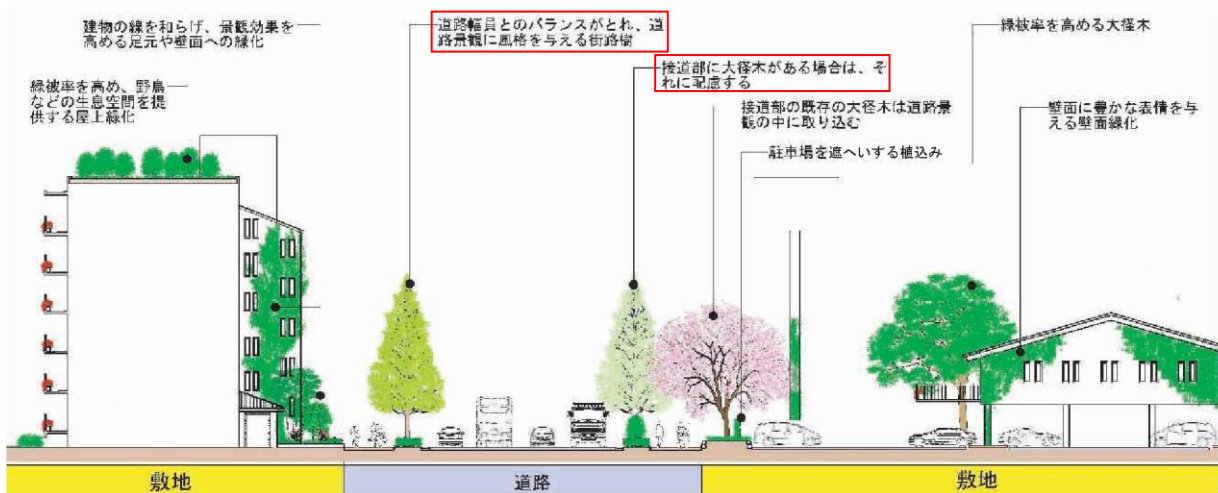
駅周辺の商業地ではさまざまな商業系施設、業務系施設が一体となって景観をつくりだしている地区です。この地区ではにぎわいと、潤いや安らぎのある景観との調和に配慮した緑化を行うものとします。

### 【地域指針】

- 街路樹によりまち並みの統一感を高め、奥行きのある連続した景観を形成するため、大径木を用いる。敷地内の道路に面した部分は、街路樹と調和した緑化とする。
- 敷地内の緑は、道路空間等の公共空間からの見え方に配慮し、周辺と調和させる。
- 沿道に既存の樹林地がある場合は、積極的に道路景観と一体化する。
- 屋外駐車場は、公共空間から見えないよう植込み等の緑により遮蔽する。
- 壁面の後退部分には花壇やフラワーポットを配置し、まちの魅力を高め、賑わいを創出する。さらに、容器のデザインや素材、色彩をまちの景観と調和させる。
- 交差点の角地等では、まとまった緑を配置し、緑陰を創出する。



駅周辺の商業地の緑化イメージ



幹線道路沿道の緑化イメージ

### 4-3 維持管理の留意点

緑の適切な維持管理を行うことで、快適で緑豊かなまちが実現します。緑の維持管理では、緑化する施設や周辺地域の特性によって留意点が異なりますので、適正な維持管理を行うことが重要です。緑は市民共有の貴重な財産であるという認識を持ち、市民、事業者、市の協働による維持管理を基本とし、以下の留意点を踏まえるものとします。

- 強風による倒木や枯れによる枝落ち、病虫害の発生等を考慮し、きめ細やかな維持管理を行う。
- 緑の健全な育成や、病虫害の発生等を考慮し、土壌等、緑化を行う環境の維持に努める。
- 除草や清掃は適時行い、樹木等の繁茂による日当たりや見通しの悪化、通行の妨げとならないよう適切に剪定する。
- 道路や接道空間では、枝の張出しや根上がり等による交通障害とならないよう、樹木が健全に生育できる環境を整える。
- 大規模空間では、地域の緑の核となるよう緑の保全・育成に努め、他の施設のモデルとなるよう維持管理を行う。
- 壁面緑化を行う際は、病虫害や植物の刺等による歩行者への被害や、繁茂による交通障害が起きないように、配植に留意する。
- 屋上等は、地上部に比べて環境条件が厳しいことに加え、水分の確保や根の伸張に制約を伴うことに留意する。
- ベランダ緑化を行う場合のコンテナ栽培は、コンテナを固定するなど、落下被害等が生じないように安全性に配慮する。
- 風は高さが高くなるにしたがって強くなるため、壁面や屋上、ベランダでは植物が風により枯れることがないように配慮するとともに、植物や資材等が飛ばされないように固定する。
- 大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区や駅周辺の商業地では、樹形を整え、整然としたまち並みを形成する。
- 多摩川、府中崖線、国分寺崖線や浅間山では、自然樹形を生かし、緑が連続した自然な樹形を生かした緑が連続したまち並みを形成する。
- 幹線道路沿道では、若木の頃から整枝、せん定に努め、周辺状況に応じた緑の育成を行う。

# 1. 「緑の基本計画」とは

## (1) 緑の基本計画の概要と改定の目的

- 「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、公園や緑道、遊歩道などの整備や維持管理、身近な緑やまとまった樹林、農地、水辺などの保全、住宅地や商店街、工場に至る民間施設及び公共施設などにおける緑化の推進に関する様々な取り組みを体系的に示した計画です。
- 本市では、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」を策定し、計画のテーマを「水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中」として、緑被\*率30%（平成30年）の達成を目指し、緑のまちづくりを進めてきました。
- 「府中市緑の基本計画2009」の策定から10年が経過し、少子高齢化の更なる進展や都市インフラ\*の老朽化と維持管理費の増大など、緑を取り巻く社会環境が大きく変化していることを受け、国や東京都の動向などを踏まえつつ、これらの問題・課題に対応した緑のまちづくりの取り組みを総合的かつ計画的に進めていくために改定します。

## (2) 計画の位置付け

- 本計画は、「第6次府中市総合計画」に即するとともに、「府中市都市計画マスタープラン（府中市都市計画に関する基本的な方針）」や「府中市環境基本計画」、「府中市生物多様性地域戦略」、「府中市景観計画」、「府中市インフラマネジメント計画（2018年度）」などの関連する計画と整合を図りながら、「緑の将来像」を示すものです。

また、東京都が定める関連計画とも整合を図りながら、取り組みを進めるものとなります。

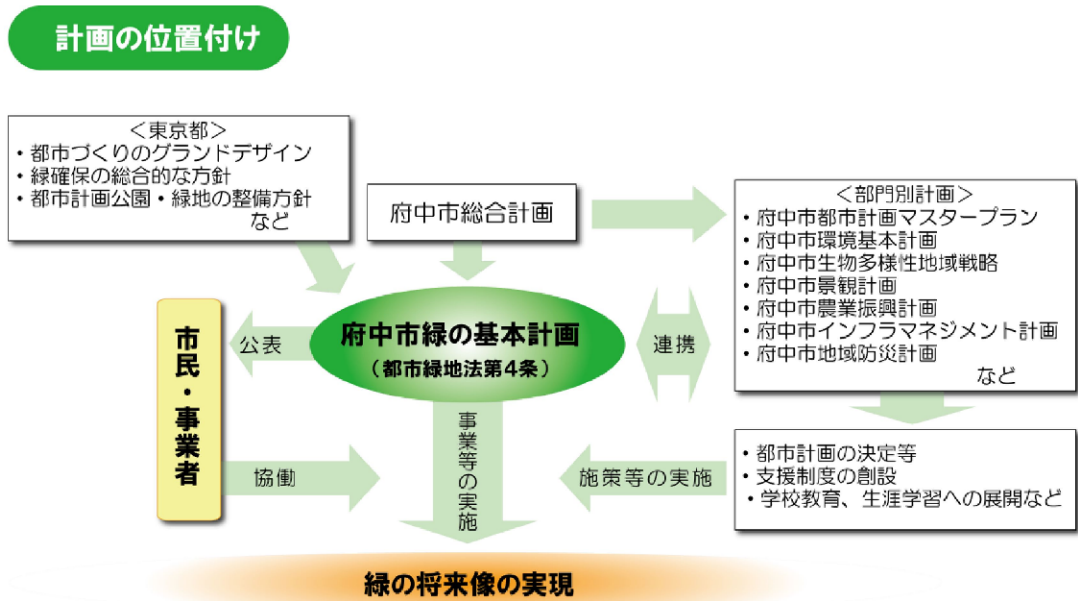


図1-1 計画の位置付け

### (3) 計画期間

- 令和元年度から令和10年度までを本計画の計画期間として設定します。

**<計画期間>**  
**令和元年度から令和10年度まで**

### (4) 緑とは

- 「緑」とは、花、芝・草、樹木、水辺などのそれ自体が自然環境を形成し、都市の環境や住環境の質を高めているものの総称で、公園の樹木や街路樹、農地から、個人住宅の庭木までを含む広義なものをいいます。

#### <緑が有する機能（役割）>

##### ① 都市の魅力を高める緑（景観形成機能）

本市の緑には、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社などの歴史のある緑や、郷土の森博物館や府中市美術館などの文化施設と一体となった緑、崖線\*や浅間山などの自然の姿を残している緑など、様々な緑があります。これらの緑は、生活に潤いを与えるとともに、地域の個性を創出するなど、都市の魅力を高めています。

##### ② レクリエーションの場としての緑（レクリエーション機能）

公園や緑地などの緑は、人々が四季の変化を実感することができる場としての機能や、スポーツやレクリエーションなど、様々な余暇活動の場としての機能を持っています。また、身近にある公園や広場は、子どもの遊び場や市民が集う場所であり、貴重なコミュニティ形成の空間としての機能を持っています。

##### ③ 都市の安全性を高める緑（防災機能）

樹木などの緑は、大雨が降っても、その土地に水を一時的に蓄えることで、河川や下水道の急激な水量の増加を防ぐことができます。また、広い公園などの緑は、災害時の避難場所や防災活動の拠点としての機能を兼ね備え、豊かに育った街路樹は、火災の延焼を防ぐ機能を持っています。

##### ④ 地球環境や身近な環境を保全する緑（環境保全機能）

緑は、地球温暖化の抑制やヒートアイランド現象の緩和、大気や水質の浄化、水源涵養\*などに寄与しているほか、小動物、昆虫、魚など、多くの生き物の生息空間となるなど、地球環境を保全する機能を持っています。また、身近に緑があることで、市民が様々な植物や昆虫などにふれあい、自然を感じることができます。

## 緑の将来像

### (1) 将来都市像



**みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち**

～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～



### (2) 計画テーマ



**緑を育て 緑に育てられる「緑育」のまちづくり**



- 私たちや生き物の様々な働きかけが緑を育て、同時に緑の存在やその効用が私たちや生き物の生存を可能とするなど、私たちと緑の間には、「生かし」「生かされる」、「育て」「育てられる」という密接な関係があると、本市では考えます。

こうした緑と私たちとの関係を「**緑育(りよくいく)**」と呼ぶこととし、『**緑を育て 緑に育てられる「緑育」のまちづくり**』を計画テーマとして掲げ、市民や市民活動団体、研究・教育機関や民間事業者、行政などの様々な主体が手を取り合いながら「緑育」のまちづくりに取り組むことで、将来都市像である「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を目指します。



### (3) 将来目標(令和10年度)



**公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度を、「77.1%」以上(6.5%以上の向上)とすることを目標とします。**



- 本市は、市域のほぼ全域が都市公園の誘致圏となっており、ケヤキ並木を始めとした様々な緑は、市域の約3割を覆うまでに至りました。その結果、公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度(平成28年度総合計画に関する市民意識調査)は、約71%に達しています。
- このように、量の充足への取り組みは一定の成果を挙げられたことや、改定の考え方である「緑の質をこれまで以上に向上させ、育てていくこと」を踏まえ、「緑の質の向上」に比重をおいた将来目標を設定します。

# 緑の将来像実現に向けた施策

緑の将来像の実現に向けて、緑育のまちづくりの基本目標ごとに取り組むべき施策を示します。

<p>基本目標 <b>1</b></p>	<p>府中らしさを感じられる緑を次代に継承し、新しい文化を醸成する「緑育」のまち</p>	<p>施策1 ケヤキ並木の保護・更新            施策2 産線の樹林の保全・活用            施策3 浅間山の自然の保全・活用            施策4 保存樹木・樹林等の保全            施策5 重要な景観資源の保全            施策6 農地の保全・活用            施策7 多摩川の保全・活用            施策8 まちなかの用水路の活用</p>
<p>基本方針</p> <p>① まちのシンボルとなる緑を守り、活かします            ② ふるさとの原風景を感じる農地を守り、活かします            ③ 水辺環境を守り、活かします</p>		<p>施策9 緑に関わる情報の発信・共有            施策10 緑に関わる機会の充実            施策11 緑のパートナーの発掘・育成</p>
<p>基本目標 <b>2</b></p>	<p>ともに緑のまちづくりに取り組み、地域とのつながり・コミュニティを醸成する「緑育」のまち</p>	<p>施策12 緑のまちづくり活動をサポートする仕組みづくり            施策13 財源・資金の確保・充実</p>
<p>基本方針</p> <p>① 緑のパートナーづくりに取り組みます            ② 緑のパートナーと協働して緑のまちづくりに取り組みます</p>		<p>施策14 道路の緑化            施策15 公共施設の緑化            施策16 民有地の緑の保全・活用            施策17 まちかど空間の緑化            施策18 緑化重点地区の指定            施策19 開発事業に対する緑化の促進            施策20 生き物の生息空間の保全</p>
<p>基本目標 <b>3</b></p>	<p>身近な緑を守り、増やすことで、暮らしの場にふさわしい環境が形成された「緑育」のまち</p>	<p>施策21 公園・緑地等の魅力の向上            施策22 公園・緑地等の適切な維持管理・運営・活用            施策23 公園の充実            施策24 公園・緑地等を結ぶ水と緑のネットワーク化            施策25 府中墓地跡地留保地における公園・緑地等の整備            施策26 郷土の森公園及びその周辺の整備</p>
<p>基本方針</p> <p>① 公共施設の緑化に取り組みます            ② 暮らしの場の緑を守り、増やします            ③ 開発事業における緑化を適切に誘導します            ④ 生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します</p>		<p>施策27 安全で安心な公園・緑地等の整備            施策28 緑が有する防災機能の活用</p>
<p>基本目標 <b>4</b></p>	<p>自然とふれあえる魅力的な空間を備えた、暮らしに楽しさやくつろぎが感じられる「緑育」のまち</p>	
<p>基本方針</p> <p>① 公園・緑地等の魅力の向上を図ります            ② 公園・緑地等の適切な管理・運営・活用を進めます            ③ 水と緑のネットワーク化を進めます</p>		
<p>基本目標 <b>5</b></p>	<p>暮らしの安全を支える緑を維持し、安心できる市街地環境を備えた「緑育」のまち</p>	
<p>基本方針</p> <p>① 暮らしの安全を支え、安心に使える公園・緑地等を整備します</p>		

## 身近な緑を守り、増やすことで、暮らしの場に ふさわしい環境が形成された「緑育」のまち

### 基本方針①：公共施設の緑化に取り組みます

#### 施策14 道路の緑化

道路の緑は、連続性のある景観の軸となって都市の緑の豊かさを特徴付ける要素となっています。また、災害時の避難路確保など、都市の防災性の向上にも寄与する重要な機能も持っています。さらに、幹線道路には街路樹が植栽され、地域の特色や個性をあらわす特徴的な並木道も形成されています。

このため、道路の緑化（育て）に取り組み、緑豊かな市街地環境の形成に活かす（育てられる）「緑育\*のまちづくり」の視点から、幹線道路だけでなく、市民の参加・協力により沿道民有地の緑化と一体となった、緑豊かな市街地空間の創出を進め、水と緑のネットワークの充実に取り組みます。

#### （1）道路の緑化に取り組みます

- ① 市が施工する新たな都市計画道路の整備に際しては、緑化スペースの確保に努めます。また、東京都が施工する都市計画道路については、緑豊かな道路空間づくりを要請します。
- ② 身近な生活道路については、拡幅改修、改良事業を契機として、歩行者の通行の安全性確保を前提に、計画的な緑化に努めます。



沿道緑化

- ③ 府中公園周辺の桜通り等は、「桜通り等改修計画」に基づき、桜の並木道の雰囲気を受け継ぎつつ、誰もが円滑に移動できる歩道空間の確保や土壌改良、老齢化した樹木の更新などに取り組みます。
- ④ 緑豊かな景観の軸を形成するとともに適切な道路の維持管理を行うため、健全樹木の成長に向けた道路の透水性舗装\*化や根張り空間の確保、通行の支障となる大径木化や老齢化した樹木の伐採などに取り組みます。

(該当箇所のみ抜粋)

## 1章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

### ① 歩道の設置及び有効幅員

<b>考え方</b>	<p>バリアフリー歩行空間ネットワークを構成する特定道路等には、高齢者、障害者等の移動等円滑化を図る観点から、原則として車道と分離して歩道を設置しなければならない。道路構造令に定められた値以上の有効幅員を備えた歩道を設けることが基本となる（ただし、自転車歩行者道をもってかえることができることとしている）。</p> <p>特定道路等を構成する道路に設ける歩道等は、車椅子使用者がいつでもすれ違える幅員を確保しなければならない。このため、歩道等上の路上施設又は占用物件の設置に必要な幅員、及び積雪寒冷地における除雪幅を除き、実質、歩行者が通行可能な幅員を確保しなければならない。実際の幅員設定の際には、当該道路の歩行者や自転車の交通の状況（交通量等）、高齢者、障害者等の利用状況等（歩行速度が健常者より速いもしくは遅いことや、立ち止まったり、休憩を頻繁に行ったりするなどの特性がある）を考慮して設定する必要がある。</p>
------------	--

### 道路移動等円滑化基準

(歩道)

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第三十九条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第四十条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(経過措置)

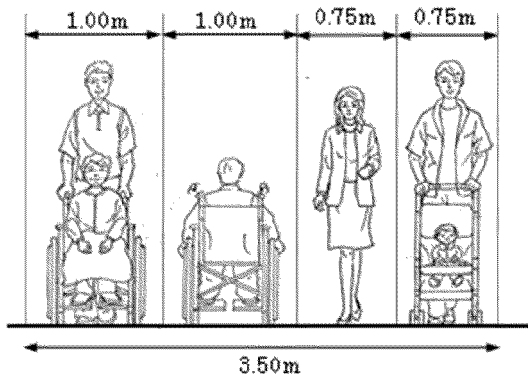
3 第三条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

ガイドライン		
◎：道路移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
歩道等の設置	◎特定道路等を整備する場合は、原則、歩道を設ける。(自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。)	
幅員	<p>◎歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路は 3.5m 以上、その他の道路は 2m 以上とする。</p> <p>◎自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路は 4m 以上、その他の道路は 3m 以上とする。</p> <p>◎自転車歩行者専用道路の有効幅員は 4m 以上とする。</p> <p>◎歩行者専用道路の有効幅員は 2m 以上とする。</p> <p>◎歩道等又は自転車歩行者専用道路等の有効幅員は、高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定める。</p> <p>○積雪寒冷地の生活関連経路を構成する道路に設ける自転車歩行者道の冬期の有効幅員は、自転車に必要な幅員を除くことができる。</p> <p>○規定値以上の歩道の有効幅員が確保されている道路においても、放置自転車等により安全かつ円滑な通行に支障が生じるが、それ以上に、経過措置を適用する道路においては、放置自転車等があることにより歩行空間が狭められるため、高齢者、障害者等が車道を通行せざるを得ないなどの危険な状況が生じやすい。このような場合は、道路管理者と地方公共団体が連携し、また警察との協力等を図りつつ、路上障害物の排除に努める。</p> <p>◇車椅子同士のすれ違いができるよう、民地の活用を含め、2m 以上の有効幅員を部分的に確保することが望ましい。</p> <p>◇有効幅員はできるだけ連続して幅広く確保するとともに、植樹ますや車止め等は通行の支障とならないよう設置することが望ましい。</p> <p>◇自転車歩行者道とする場合は、自転車の車道通行のルールを周知・徹底するとともに、自転車の通行する部分と歩行者の通行する部分を標示や標識、舗装の色彩、材質等により明確に区分することが望ましい。</p>	<p>参考 2-1-1</p> <p>参考 2-1-7</p>
経過措置	<p>◎一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、歩道の有効幅員を 1.5m まで縮小することができる。</p> <p>◎移動等円滑化された立体横断施設設置後の既設歩道の有効幅員は、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間の経過措置として 1m まで縮小することができる。</p> <p>○経過措置を適用する場合は、縮小幅が最小となるよう留意する。</p>	

参考 2-1-1 幅員の考え方

■ 幅員 3.5m の歩道の場合



■ 幅員 2m の歩道の場合

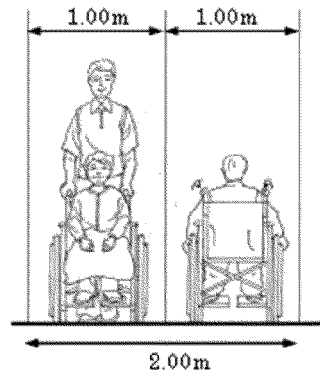
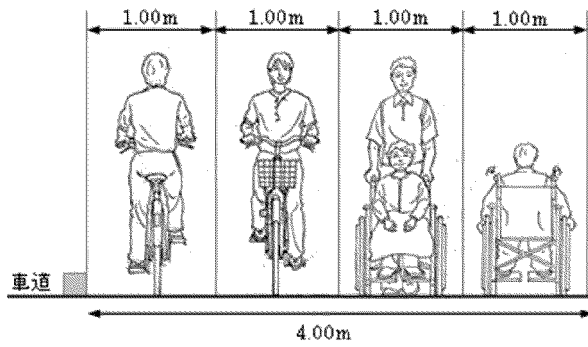


図 2-1-1 歩道の幅員の考え方

■ 幅員 4m の自転車歩行者道の場合



■ 幅員 3m の自転車歩行者道の場合

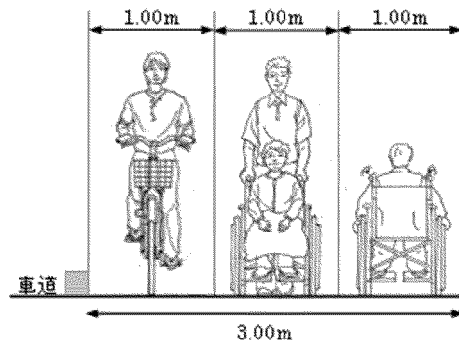


図 2-1-2 自転車歩行者道の幅員の考え方

④ 歩道等と車道等の分離

<p>考え方</p>	<p>歩行者の安全かつ円滑な移動を確保するためには、歩道又は自転車歩行者道を車道等から明確に分離する必要がある。そこで、歩道等は、縁石線により区画しなければならない。特に視覚障害者は、歩車道境界を白杖と足にて触知し区別することから、歩車道境界を連続的に明示するために縁石線により区画する必要がある。</p> <p>歩道等の縁石の高さは、車道との明確な分離を図るとともに、車両の車道外への逸脱防止、降雨時において車道の雨水が沿道民地へ流入することの防止を図ることの必要性から規定している。</p> <p>車両の走行速度が速い幹線道路等で、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するためには縁石の設置以上の措置が必要となると道路管理者が判断する場合や歩行者の円滑な通行を確保するためには車両が歩道等へ乗り上げて駐車することを防止する必要がある場合は、縁石の設置に加えて植樹帯、並木又は柵を設置する。</p>
------------	--

道路移動等円滑化基準

(歩道等と車道等の分離)	
<p>第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。</p>	
2	<p>歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。</p>
3	<p>歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。</p>

ガイドライン

◎：道路移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
<p>歩道等と車道等の分離</p>	<p>◎歩道等には、車道もしくは車道に接続する路肩がある場合、路肩又は自転車道に接続して縁石を設置する。</p> <p>◎歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは 15cm 以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定める。</p> <p>◎歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木もしくは柵を設置する。</p> <p>○縁石の高さは、車両乗入れ部を設けない場合又は交通安全対策上必要な場合（特に主要な幹線道路において自動車の速度が高い場合）は 20cm まで、交通安全対策上必要な場合や、橋又はトンネル区間においては 25cm までとする。</p> <p>○歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、自転車については、「車両」であるという大原則を踏まえ、歩行者と自転車が分離されるよう検討する。</p>
	<p>参考 2-1-2</p>

参考 2-1-2 歩行者と自転車を分離する整備形態

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年 7 月 国土交通省道路局・警察庁交通局）を参照。  
また、幅員等の道路構造については道路構造令を確認すること。

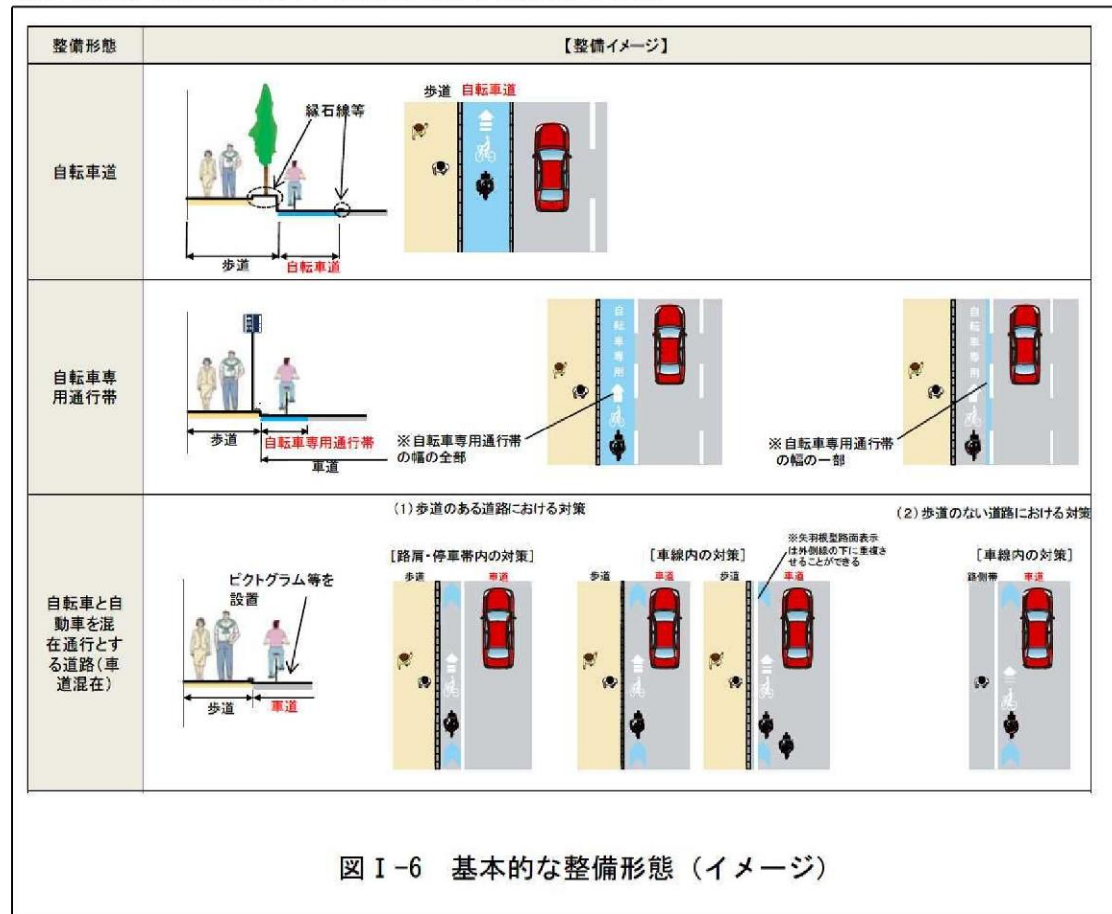


図 I -6 基本的な整備形態（イメージ）

(7) 府中市福祉のまちづくり条例（該当箇所のみ抜粋）

第3条 市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりに努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自ら積極的に福祉のまちづくりに努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

（福祉のまちづくりの総合的な推進）

第6条 市は、市民、事業者、国、東京都等との連携の下に、総合的に福祉のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（計画の策定）

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する府中市福祉のまちづくり推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（福祉のまちづくり推進審議会）

第8条 市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議をするため、府中市福祉のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査及び審議をする。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項

4 専門の事項を調査及び審議をするため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

5 第2項及び前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（整備基準の内容）

第9条 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定

めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項  
(整備基準への適合努力義務)

第10条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 施設所有者等は、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。  
(整備基準適合証の交付)

第11条 市長は、都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該施設所有者等に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）を交付することができる。

- 2 整備基準適合証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し申請をするものとする。  
(整備基準の遵守)

第11条の2 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。

- 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。  
(届出)

第12条 特定整備主は、第9条各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届け出なければならない。ただし、法令又は他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更をする事項に係る部分の変更後の計画の内容を当該変更に係る工事に着手する前に市

# 府中市福祉のまちづくり条例施行規則

## 別表第8(第4条)

(令5規則54・全改)

### 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>(1) 歩車道の分離</p> <p>ア 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>イ 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。</p> <p>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道の有効幅員、勾配</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。</p> <p>イ 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 歩道(車乗り入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 歩道舗装</p> <p>歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p>
2 歩道と車道との段差	<p>(1) 単路部</p> <p>ア 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下)とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。</p> <p>(2) 交差点部</p> <p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水などを考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。</p> <p>(3) 細街路との交差点部</p> <p>自動車交通量の少ない細街路などと交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道面とに段差を設けること。</p>

3 車乗り入れ部	<p>(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。</p> <p>(2) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</p> <p>(3) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下(特殊縁石を用いる場合は、10パーセント以下)とすること。</p>
4 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。</p>
5 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比が確保できる措置を講ずること。</p>
6 立体横断施設	<p>立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。</p>
7 ベンチ等	<p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。</p>
8 案内・標示	<p>(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。</p> <p>(2) 標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。</p>
9 駐車場 (道路附属物としての駐車場)	<p>駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。</p>

## ② 歩道の有効幅員

### 【基本的考え方】

高齢者、障害者等歩行者のだれもが自由に移動できる歩行空間を連続的に確保する。

### ■整備基準（規則で定めた基準）

歩道の有効幅員は、原則として2m以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。

### ■整備基準の解説

(ア) 有効幅員の確保	<p>●有効幅員は、車いす使用者同士が安心してすれ違えるように、車乗り入れ部において歩道を切下げる場合であっても、原則として2.0m以上の平坦部を連続して確保する。</p>	<p>→【図2.1】【図2.2】【図2.3】参照</p>
(イ) 建築限界の確保	<p>●安心して通行できる歩行空間を確保するために、歩道上には、高さ2.5m以上の空間を連続して確保する。</p>	<p>→【図2.1】参照 歩道又は自転車道においては高さ2.5mとなっている。(道路構造令)</p>
(ウ) 施工上の配慮	<p>●歩道の整備に当たっては、以下のことに配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①標識柱、街灯柱などは、整理統合を図るとともに、設置位置に十分配慮する。</li> <li>②植樹帯については、有効幅員の確保と緑化推進の見地から樹種を選定するなど配慮する。</li> <li>③防護さくについては、ボルトの突起、巻き込み部のエッジ及び支柱等が歩行者に危険を与えないよう配慮する。</li> <li>④歩道への乗り上げによる違法駐車や不法占用を防止するため、ポラード等の設置などを検討する。ポラードの高さは80cm程度、色は周辺と区別がつく分かりやすいものが望ましい。</li> <li>⑤通行動線上に排水溝やますを設置する場合は、歩行の支障とならない蓋の構造とする。</li> <li>⑥PRシートを敷設し、視覚障害者誘導用ブロック上への商品のせり出しや置き看板、放置自転車等を防ぐ。</li> <li>⑦歩道に自転車等の駐車施設を設置する場合、歩行者の通行を阻害しない位置とする。</li> </ul>	<p>→高木等について、あまり枝が広がらない樹種を選定する等 →【図2.3】参照  →【図2.3】参照</p>

### ■整備が困難な場合の施工例

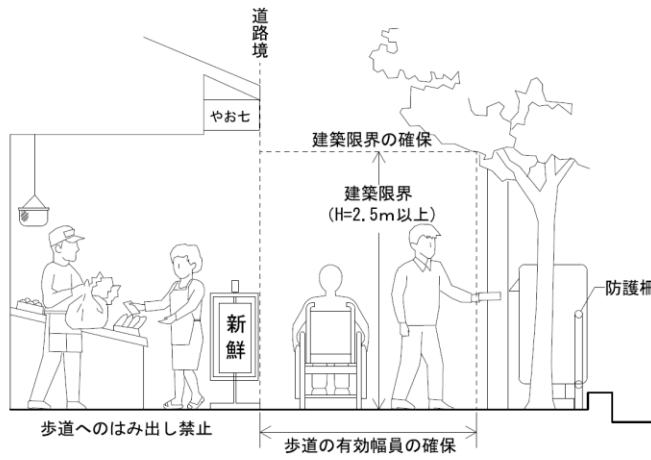
	<p>◇沿道の利用状況や道路の交通量等により、歩道の有効幅員2.0m以上を確保することが困難な場合には、少なくとも歩道の有効幅員として1.5mを確保する。 この場合、要所に2.0m以上の有効幅員を部分的に確保し、車いす使用者同士のすれ違いを実現できるようにする。</p>	
--	---	--

#### 建築限界

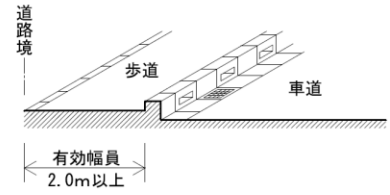
建築限界とは、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという空間確保の限界である。

## 《 参 考 図 》

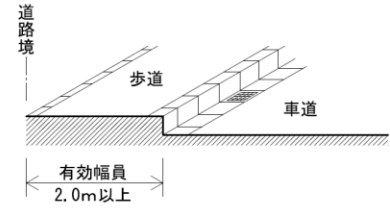
【図2.1】有効幅員の考え方



■セミフラット形式

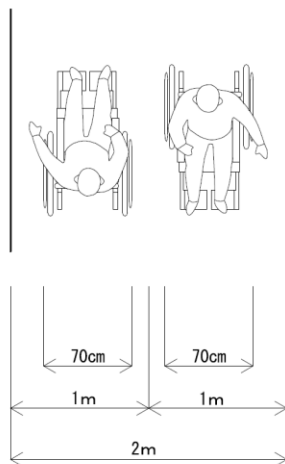


■マウントアップ形式

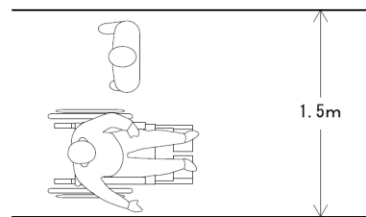


【図2.2】歩道幅員決定の根拠

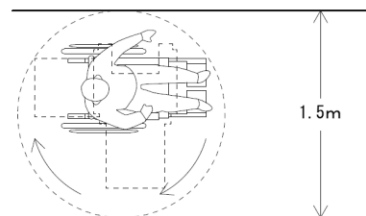
■車いす同士のスれちがい



■車いすと人とのすれちがい



■車いすの転回



(8) 府中市インフラマネジメント白書（該当箇所のみ抜粋）

1) 低木の面積

市が管理する街路樹のうち、低木が植栽または植栽用地となっている面積は 62,242.86m<sup>2</sup> となっています。

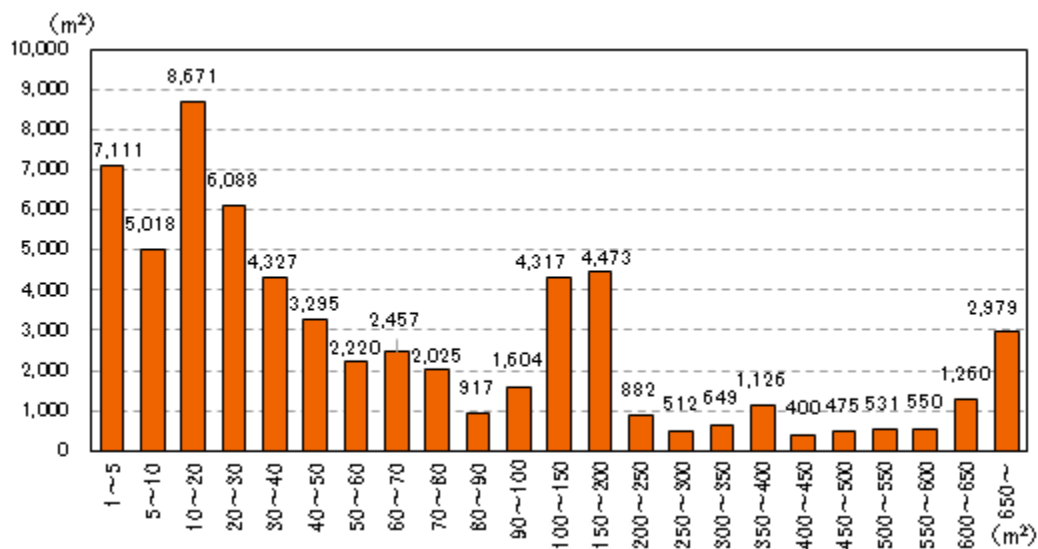


図 2 低木の面積別内訳 (0m<sup>2</sup> を除く)

2) 高木の数量

市が管理する高木は 8,767 本あります。このうち約 68.5% (記録なしの 316 本を除く) が幹回りの直径が 1m 以下の街路樹です。

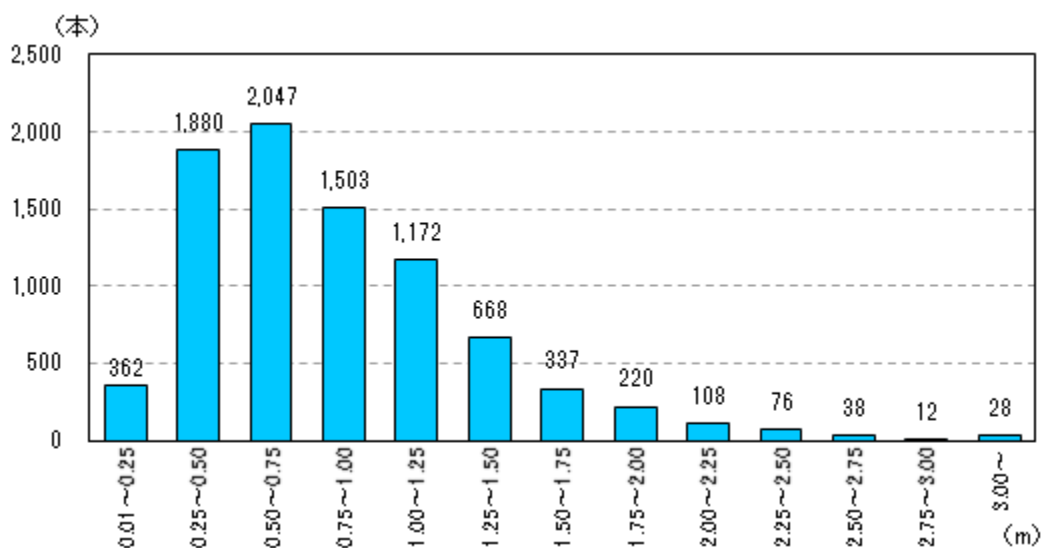


図 3 高木の幹回り別内訳 (記録なしを除く)







# 府中市街路樹の管理方針

編集・発行 府中市都市整備部道路課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042-364-4111 (代表)

042-335-4536 (直通)

FAX 042-335-0499

ホームページ <https://www.city.fuchu.tokyo.jp>

発行日 令和7年3月